

七ヶ浜町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画 [2021-2023]

計画期間：2021年度～2023年度（3年間）

宮城県 七ヶ浜町



虹の向こう（嶋畑 頁作）

あいさつ

新型コロナウイルスの感染拡大は、私たちのこれまでの日常をくつがえし、大きな変化をもたらしております。感染を恐れ自宅に引きこもる高齢者の増加は、運動機能や認知機能への影響が懸念されます。

さらに本町においても人口減少、高齢化の進展は顕著となっており、震災前と比べ高齢者の人口は2割以上も増加しており、高齢化率は31.0%となっております。



介護保険制度ができて20年余り。本町ではこれまで、七ヶ浜町介護保険事業計画策定のもと、高齢者の健康づくり、生きがいづくり、介護予防・介護サービスを展開し事業の充実を図ってまいりました。

高齢者一人ひとりが元気にいきいきと住み慣れた地域で暮らし続けることができるまちづくりを目指し、高齢者の自立支援、要介護状態の重度化防止と継続的な高齢者福祉施策、地域共生社会の実現に取り組んでまいりました。このたび、第7期計画が満了を迎えることから、令和3年度から令和5年度を計画期間とする「七ヶ浜町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」を策定いたしました。

本計画では、引き続き基本理念を「健康で 生きがいのある 支え合うまち七ヶ浜」とし、3つの基本方針として「住み慣れたまちで暮らす」「健康寿命の延伸」「介護保険事業の充実」を掲げ、計画を推進してまいります。

計画の推進にあたっては、町、地域、関係機関の連携をさらに強化し、本町のスケールメリットを活かし、従来の窓口での相談、支援はもとより、「攻めの福祉」をテーマに、地域包括支援センターを核とした住民の顔が見える本町ならではの福祉の実現を目指してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました皆様に心から感謝の意を表しますとともに、本計画の推進に一層のご理解、ご協力を賜りますことをお願い申し上げます、ご挨拶といたします。

七ヶ浜町長 寺澤 薫

□目次

1	第1部	計画の概要	
2		第1章	高齢者福祉計画・介護保険事業計画について
3		第2章	基本理念・基本方針
4		第3章	計画の推進体制
9	第2部	計画の詳細	
10		第4章	本町の高齢者に関する状況
28		第5章	本町の高齢者に関する推計
30		第6章	基本方針に基づく高齢者及び介護保険施策・ 介護サービス量の見込み
65	資料編		
66		第1	パブリックコメント実施結果
67		第2	計画策定体制（介護保険運営協議会）

第 1 部 計画の概要

七ヶ浜町高齢者福祉計画・第 8 期介護保険事業計画 [2021-2023]

- 第 1 章 高齢者福祉計画・介護保険事業計画について
- 第 2 章 基本理念・基本方針
- 第 3 章 計画の推進体制

第2章 基本理念・基本方針

1 基本理念と3つの基本方針

基本理念の「健康で 生きがいのある 支え合うまち 七ヶ浜」を実現するため、3つの基本方針により、計画的に高齢者福祉及び介護保険事業に取り組みます。

基本理念	<p style="text-align: center;">健康で 生きがいのある 支え合うまち 七ヶ浜</p> <p>長年にわたり、本町のまちづくりや社会の進展に寄与された高齢者を敬愛し、健全で安らかな生活を保障するため、住み慣れた地域で自分らしく生きながら、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を目指し、自身のこころと体、社会的な健康やその経験を活かした生きがいのある活動を共に支え合うことのできるまちを実現します。</p>
-------------	--

基本方針 1	<p style="text-align: center;">住み慣れたまちで暮らす</p> <p>住み慣れたまちで、親しい仲間や家族と健やかに暮らすことを実現するため、地域コミュニティの形成や地域の見守り体制の構築など高齢者福祉施策を推進します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>・実施事業(サービス)</p><p>1) 地域の見守り体制構築事業 2) 社会参加・生きがいづくり事業</p></div>
基本方針 2	<p style="text-align: center;">健康寿命の延伸</p> <p>心身ともに健康であり、共に支え合いながら健康寿命を延伸することのできる地域支援施策を推進します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>・実施事業(サービス)</p><p>1) 介護予防・日常生活支援総合事業 2) 包括的支援事業 3) 任意事業</p></div>
基本方針 3	<p style="text-align: center;">介護保険事業の充実</p> <p>高齢者本人の尊厳を保持し、自立した日常生活を送れるよう目指すことで、健全な長寿社会を構築するための介護保険施策を推進します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>・実施事業(サービス)</p><p>1) 居宅介護サービス 2) 地域密着型サービス 3) その他居宅介護サービス 4) 施設サービス 5) 介護予防サービス 6) 介護予防地域密着型サービス 7) その他介護予防サービス</p></div>

第3章 計画の推進体制

1 福祉の充実 - 攻めの福祉

本計画の基本理念である「健康で 生きがいのある 支え合うまち 七ヶ浜」を実現するためには、従来の窓口での相談や支援による対応に加え、必要により、直接出向き現状把握や情報提供により支援を行う、「攻めの福祉」への意識転換が必要です。

地域包括支援センターを核として、個々の事情に応じ適切な福祉サービスを提供できる、町民の顔が見える福祉の実現を目指します。

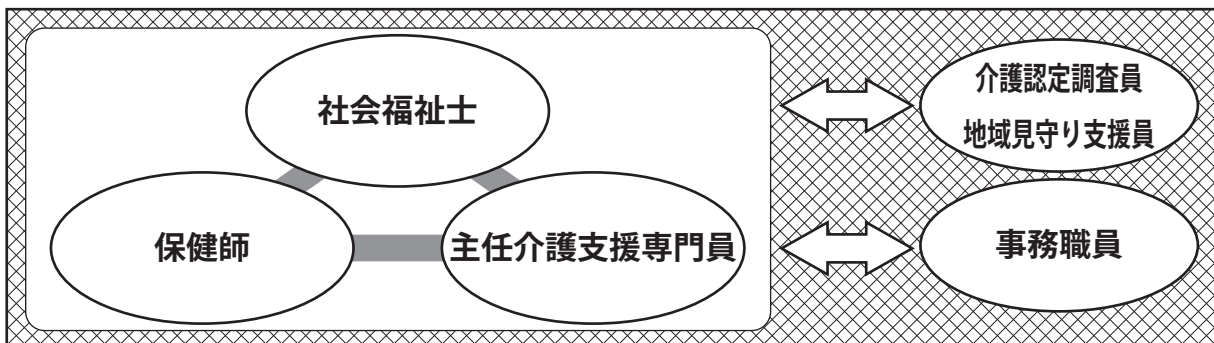
2 地域包括支援センター

地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康の保持と生活の安定のために必要な援助を行い、保健医療の向上と福祉の増進を包括的に支援します。

○ 包括的支援事業の一体的実施（地域包括支援センター）

実施業務	主な内容
介護予防	基本チェックリスト※1などを活用し、高齢者自らの健康増進や介護予防についての意識を持ち、要介護状態となることの予防に加え、要介護状態の悪化予防を一体的に取り組めるように啓発
総合相談支援	実態把握や初期相談、専門相談支援などをワンストップで行い、高齢者に関わる制度全般について、多面的かつ横断的に身近な場所で継続して相談を受付
権利擁護	高齢者などからの権利擁護にかかわる相談等への対応や成年後見制度を円滑に利用出来るようにするための情報提供に加え、高齢者虐待や消費者被害等の権利侵害への対応
包括的・継続的ケアマネジメント	高齢者が住み慣れた地域でその人らしく暮らせるよう、自己決定に基づき、多職種協働・多職種連携による切れ目のない継続したケアマネジメントの後方支援

○ 地域包括支援センターの職員体制



※1 【基本チェックリスト】 該当する方は、要支援1・2と同様の介護サービスを利用可能

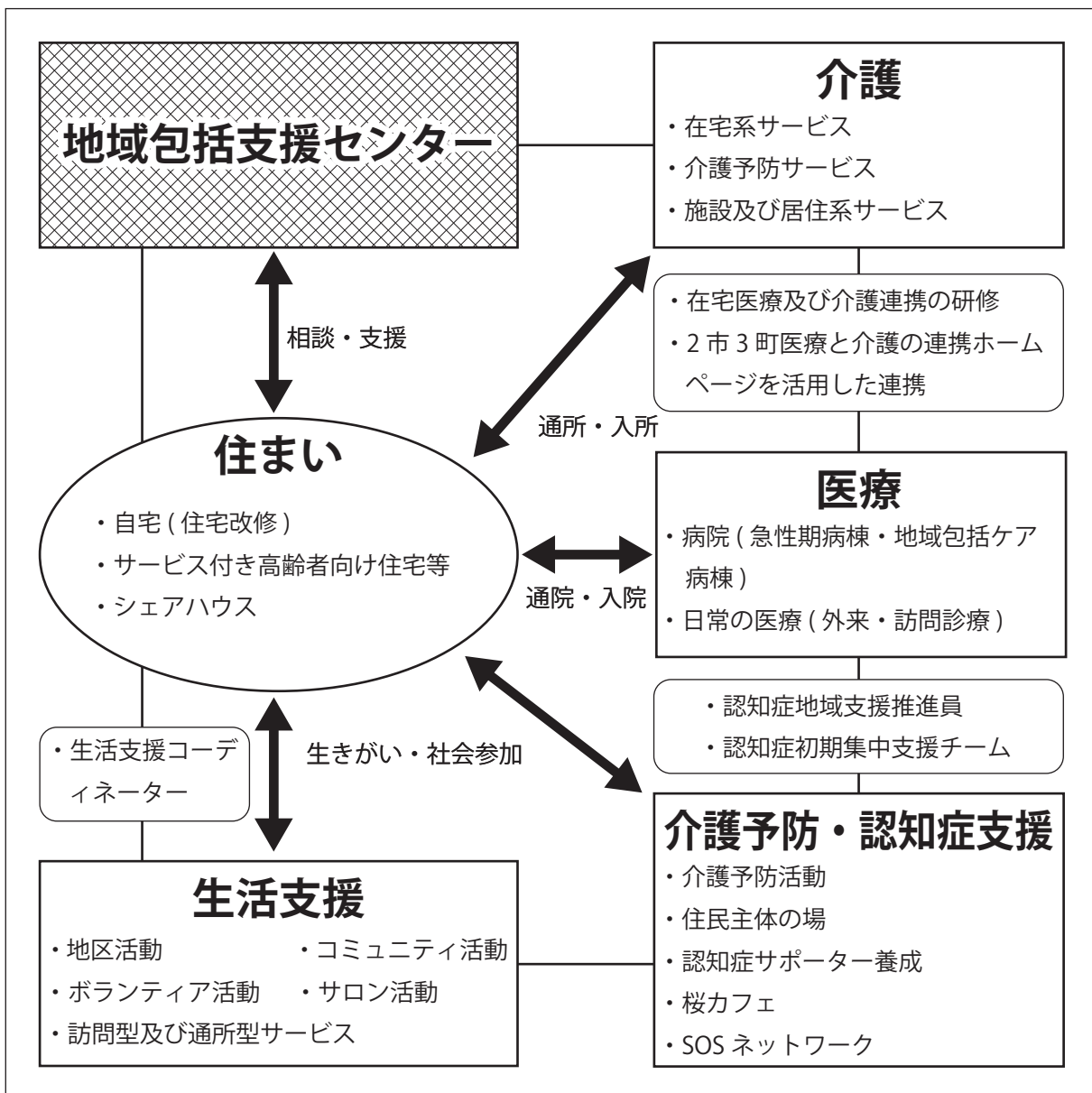
3 地域包括ケアシステムの構築

本町は、地域包括支援センターを核として、地域包括ケアシステムによる高齢者福祉や介護保険事業全般に取り組んでいます。

地域包括ケアシステムとは、地域の実情に応じ、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、住まい、医療、介護、介護予防及び自立した日常生活の支援を包括的に確保できる体制を示すものです。

地域包括支援センターと各関係機関との連携調整機能を強化し、地域包括ケアシステムを構築します。

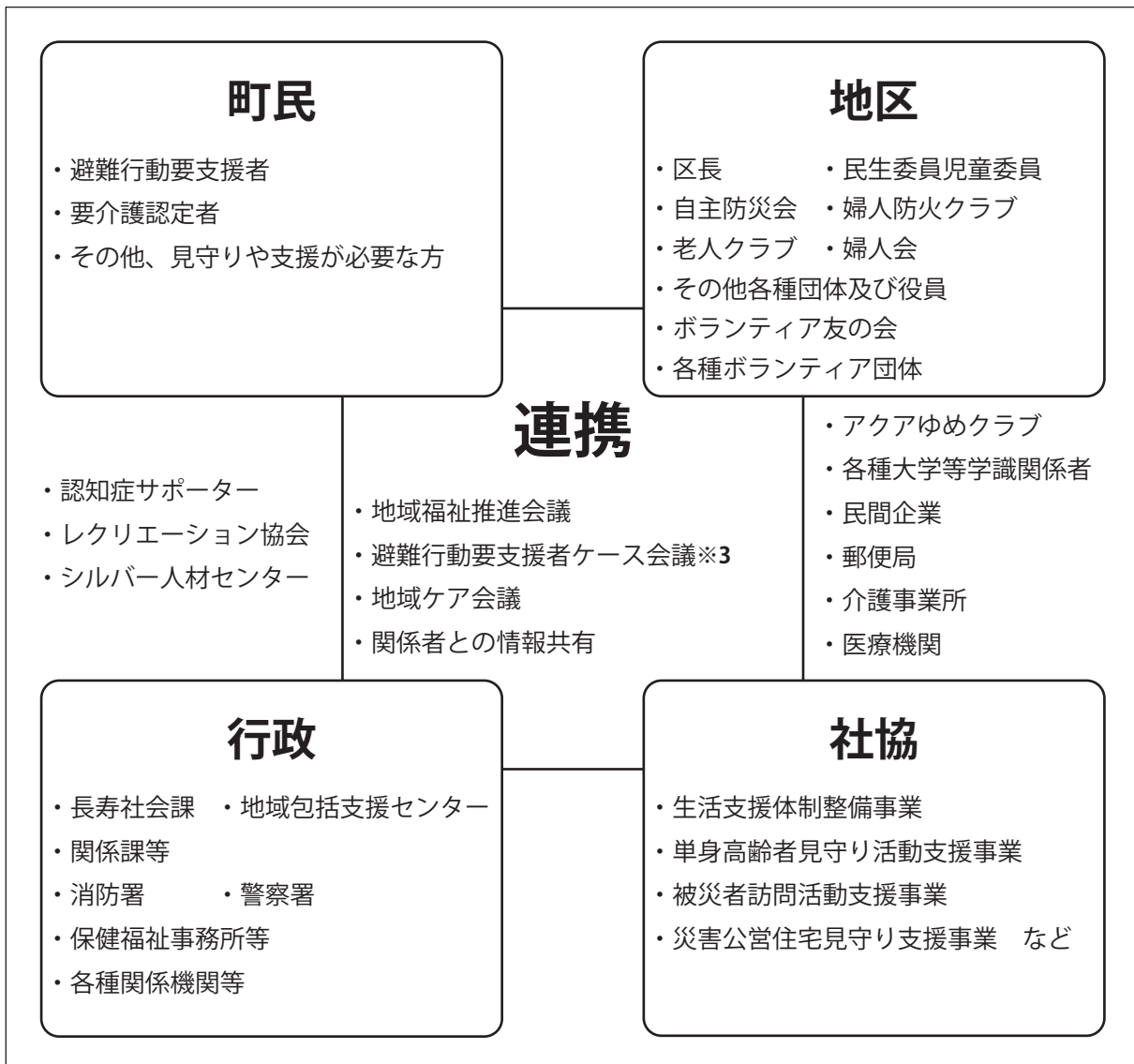
○ 本町の地域包括ケアシステムのイメージ



4 地域見守り体制の強化による住民の安全と安心の確保

地域において特に見守りが必要な方に対しては、地区や社協との連携により、地域見守り体制の強化に向けた取り組みを実践しています。避難行動要支援者名簿※2の活用などによる地域見守り体制を強化し、町民の安全と安心を確保します。

○ 本町の地域見守り体制の連携イメージ



※2 [避難行動要支援者名簿] 発災時において自ら避難することが困難な方について、一定の要件を満たす場合は、本名簿に掲載


※3 [避難行動要支援者ケース会議] 発災時において自ら避難することが困難な、避難行動要支援者に関する地域の見守り体制構築に向けた関係者（区長、民生委員、自主防災会長、町社協）との情報共有のための会議

5 地域の見守りと介護予防の連携強化

本町で取り組んでいる避難行動要支援者ケース会議により各地区共通して見られる傾向としては、見守りが必要な方と介護予防に向けた取り組みが必要な方がほぼ一致するという点にあります。

本計画より、新たに地域見守り支援員を配置し、地区や社協との連携により、避難行動要支援者名簿に基づく見守りのルールを定めながら、地域の見守りと介護予防の連携を強化します。

○ 避難行動要支援者名簿に基づく見守りのルール(随時見直し)

区分	対象人数		見守り	介護事業	リスク
A	介護認定者以外	基本チェックリスト 非該当者			
B		基本チェックリスト 該当者			
C	介護認定者	介護サービス未利用者	見守り(C対象)と介護予防事業への誘導(BとC対象)		
D		介護サービス利用者		ケアマネジャーや介護事業所などによる見守りと介護サービスの提供	

6 健康寿命の延伸と介護予防を目指すための新たな取り組み

現在の健康状態を将来にわたり維持するため、バランスの取れた食生活や口腔ケアなどの健康意識の啓発に加え、運転寿命の延伸を目指したドライビングシミュレーター※4の活用や、スポーツダーツ※5などの年代を問わずに気軽に活用できるレクリエーションを取り入れ、健康寿命の延伸と介護予防につながる新たな取り組みを推進します。

※4 [ドライビングシミュレーター] 運転操作を疑似的に体験できるシステムで、実際にハンドルやアクセル、ブレーキを操作し、自身の運転技能や運転脳年齢(運転に必要な反応力・判断力)を確かめることが可能

※5 [スポーツダーツ] 数字の入った円形的に矢(ダーツ)を投げ、得点を競う。矢(ダーツ)を投げて体を動かし、得点を暗算して頭を使い、笑って心も元気になる、年齢、性別に関係なく気軽に楽しく交流できるスポーツ

7 介護予防事業のステージ別事業展開

町民が健康な状態を維持し、健康の悪化を予防するため、介護予防教室などに参加を促すなど、介護のステージに応じた適切なサービスを提供し、重度化防止に向けた介護予防事業を展開します。

○ 介護予防事業一覧

事業	概要	健常者	チェック リスト該当	要支援	要介護
1) 介護と保健事業の一体的実施					
フレイル※6 予防普及啓発	・地区介護予防教室などで、フレイル予防（低栄養・口腔）のための健康教育（介護予防手帳の配布など）の実施	●	●		
高齢者の保健指導	・生活習慣病重度化予防、重複頻回受診、多剤服用等の個別支援	●		●	
2) 主な介護予防事業					
地区介護予防教室	・住民主体により定期的で開催する介護予防教室 ・レクリエーション指導員による体操やストレッチなど	●		●	
わくわくシニア フェスティバル	・介護予防教室間の交流による活性化や介護予防のきっかけづくりを目指し開催 ・会場：アクアリーナ（年1回開催）	●		●	
介護予防把握事業	・基本チェックリストの回収結果から介護予防事業等の対象者を把握	●	●		
楽楽（らら）教室	・アクアゆめクラブ専門指導員による健康相談や機能訓練、運動指導を合わせた通所型の運動教室 ・座位・立位運動、ストレッチ、筋トレ、脳トレ	●		●	
地域リハビリ テーション支援事業	・リハビリ専門職による訪問指導、介護予防教室等通いの場の指導	●			●
3) 認知症施策事業					
脳トレなどによる 認知症予防	・ツール活用による簡単な計算や専用アプリにより脳のトレーニングを実践し、認知症予防を実践	●			●
認知症サポーター 養成講座	・認知症に対して理解し、支援者を増やすことを目的とした啓発活動のための養成講座の開設	●	●		
認知症カフェ	・本人、家族、地域の人々が認知症の理解を深める集いの場	●			●

※6 【フレイル】 年齢とともに筋力や認知機能が低下し、要介護などのリスクが高い状態

第2部 計画の詳細

七ヶ浜町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画 [2021-2023]

- 第4章 本町の高齢者に関する状況
- 第5章 本町の高齢者に関する推計
- 第6章 基本方針に基づく高齢者福祉介護保険施策・介護サービス量の見込み

第4章 本町の高齢者に関する状況

1 高齢者の現状

(1) 高齢者人口の推移

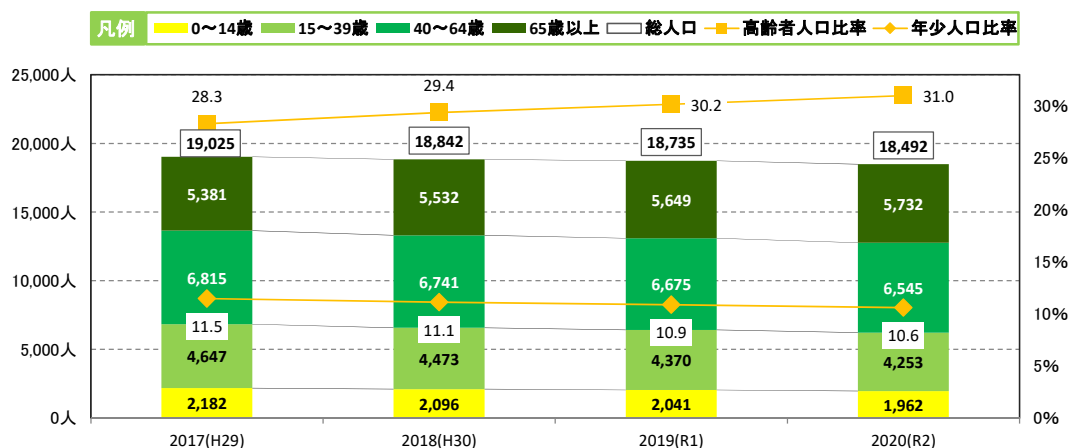
七ヶ浜町の人口は、平成16年（2004年）8月1日の21,722人をピークに減少傾向に推移しており、平成29年（2017年）10月1日では19,025人となっています。高齢者人口は増え続けており、平成14年（2002年）に年少人口比率と高齢者人口比率（＝65歳以上人口比率、高齢化率）が逆転し、その差は年々広がりを見せています。

【七ヶ浜町の人口の推移】

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
総人口	19,025人	18,842人	18,735人	18,492人
構成比	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
0～14歳	2,182人	2,096人	2,041人	1,962人
構成比	11.5%	11.1%	10.9%	10.6%
15～39歳	4,647人	4,473人	4,370人	4,253人
構成比	24.4%	23.7%	23.3%	23.0%
40～64歳	6,815人	6,741人	6,675人	6,545人
構成比	35.8%	35.8%	35.6%	35.4%
65歳以上	5,381人	5,532人	5,649人	5,732人
構成比	28.3%	29.4%	30.2%	31.0%
前期高齢者 (65～74歳)	2,869人	2,947人	2,957人	3,002人
構成比	15.1%	15.6%	15.8%	16.2%
後期高齢者 (75歳以上)	2,512人	2,585人	2,692人	2,730人
構成比	13.2%	13.7%	14.4%	14.8%

※外国人人口を含む

資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

(2) 高齢化率の推移

高齢化率は、第7期計画中之である平成30年(2018年)～令和2年(2020年)は、宮城県に比べて2.8～3.3ポイント高くなっており、宮城県より早いペースで上昇しています。

【高齢化率の推移】

(単位：%)

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
国	27.7	28.1	28.4	28.7
宮城県	26.0	26.6	27.2	27.7
七ヶ浜町	28.3	29.4	30.2	31.0

※外国人人口を含む

資料：国／総務省人口推計（各年10月1日現在）

宮城県／住民基本台帳（各年1月1日現在）

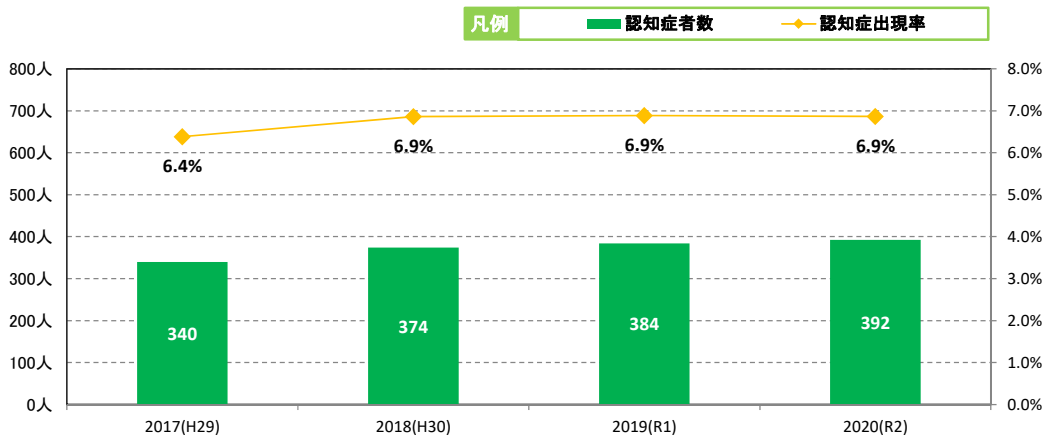
七ヶ浜町／住民基本台帳（各年10月1日現在）

(3) 認知症者の推移

要介護（要支援）者のうち認知症者は、平成29年に340人でしたが、令和2年には392人となっており増加傾向で推移しています。高齢者に占める認知症者の割合（認知症出現率）については平成29年に6.4%でしたが令和2年には6.9%となっており、微増傾向で推移しています。

【認知症者の推移】

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
高齢者数	5,327人	5,449人	5,574人	5,709人
認知症者数	340人	374人	384人	392人
認知症出現率	6.4%	6.9%	6.9%	6.9%



資料：長寿社会課調べ(各年4月1日現在)

(4) 世帯状況の推移

平成27年(2015年)に実施された国勢調査によると、高齢者のいる世帯は3,262世帯となっており、総世帯数の52.9%を占めています。一般世帯数は平成7年(1995年)～平成27年(2015年)にかけて減少しているものの、高齢者のいる世帯数は増加しています。

さらに、高齢者のいる世帯の状況を詳しくみると、高齢者単身世帯や高齢者夫婦世帯が増加していることがわかります。

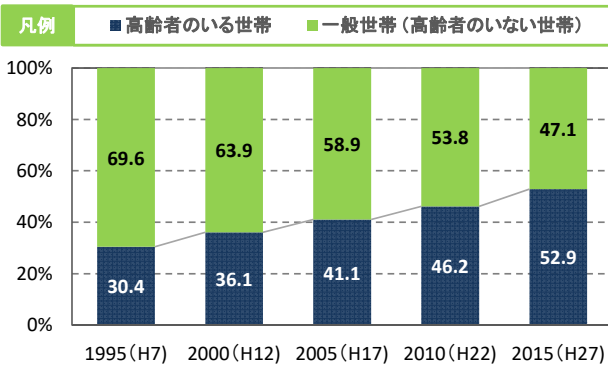
【高齢者のいる世帯の推移】

(単位：世帯)

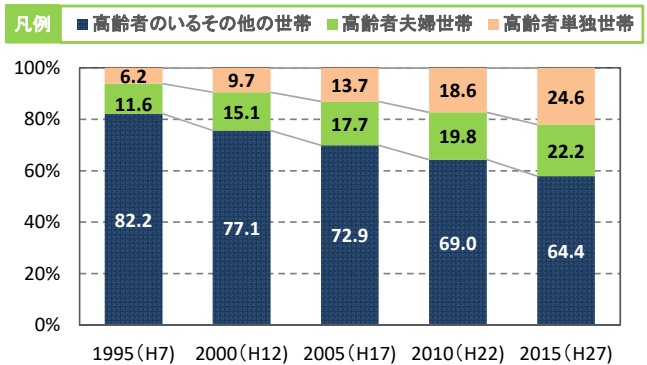
	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総世帯数	5,844	6,128	6,332	6,413	6,164
一般世帯数 (高齢者のいない世帯)	4,065	3,916	3,731	3,448	2,902
高齢者のいる世帯総数	1,779	2,212	2,601	2,965	3,262
高齢者単身世帯	110	173	243	331	437
高齢者夫婦世帯	207	334	461	587	724
高齢者のいる その他の世帯	1,462	1,705	1,897	2,047	2,101

資料：国勢調査

【世帯における高齢者の有無】



【高齢者のいる世帯の内訳】



(5) 高齢者の就労状況

高齢者の就労状況の推移をみると、平成7年（1995年）～平成27年（2015年）にかけて、就労者数は前期高齢者・後期高齢者を問わず増加し続けています。また、平成7年（1995年）～平成22年（2010年）までは高齢者の就労比率は減少傾向にありましたが、平成27年には大きく増加しています。

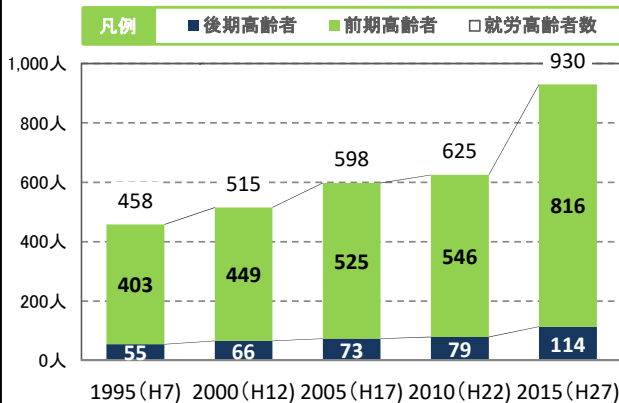
【就労している高齢者の推移】

(単位：人)

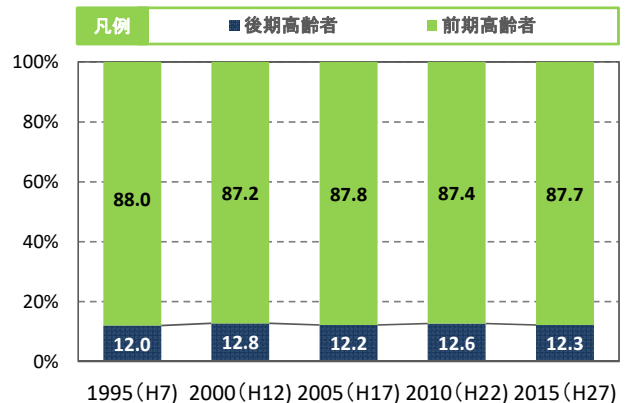
		平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
就労者総数		10,352	10,327	10,156	9,398	8,647
高齢者総数		2,513	3,179	3,842	4,400	4,969
就 労	前期高齢者 (男)	305	332	366	380	569
	(65～74歳) (女)	98	117	159	166	247
	後期高齢者 (男)	42	46	49	49	79
	(75歳以上) (女)	13	20	24	30	35
	就労計	458	515	598	625	930
構成比		18.2%	16.2%	15.6%	14.2%	18.7%
非 就 労	前期高齢者 (男)	385	599	719	749	746
	(65～74歳) (女)	798	934	1,026	1,142	1,131
	後期高齢者 (男)	274	387	526	717	845
	(75歳以上) (女)	598	744	973	1,167	1,317
	非就労計	2,055	2,664	3,244	3,775	4,039
構成比		81.8%	83.8%	84.4%	85.8%	81.3%

資料：国勢調査

【就労している高齢者の内訳（人数）】



【就労している高齢者の内訳（比率）】



(6) 実態調査にみる高齢者の姿

① 調査目的

本調査は、高齢者福祉に対する、町民のニーズや実態などを「七ヶ浜町高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画」に反映することを目的として、七ヶ浜町に居住する一般高齢者、要介護認定者を対象にアンケート調査を実施したものです。

② 調査の方法等

調査内容並びに回収状況は次のとおりです。

	【介護予防・日常生活圏域ニーズ調査】	【在宅介護実態調査】
調査対象	《一般高齢者》 七ヶ浜町内に居住する無作為で抽出した 65歳以上の男女個人 1,776名	《要介護認定者》 要介護認定者 724名
調査方法	郵送配付－郵送回収	
調査期間	令和2年(2020年)1月16日(木)～2月5日(水) ※令和2年(2020年)2月21日(金)回収分までを集計対象とする。	
調査項目	《一般高齢者》 1 日常生活について 2 認知症の人に対してできることについて 3 今後の介護希望について 4 入所施設について 5 高齢者福祉施策について 6 老人福祉センターについて 7 地域包括支援センターについて 8 介護予防について 9 介護保険料とサービスについて 10 介護保険制度や高齢者福祉施策に望むこと	《要介護認定者》 1 介護サービスの利用について 2 日常生活について 3 介護保険制度とサービスについて 4 今後の介護希望について 5 入所施設について 6 高齢者福祉施策について 7 介護保険制度や高齢者福祉施策に望むこと 8 介護の考えについて
企画実施	七ヶ浜町 健康増進課	
総発送数	1,776 件	724 件
有効回収数	1,170 件	439 件
有効回収率	65.9%	60.6%

1) 会・グループ等への参加頻度

以下のようなグループ等にどのくらいの頻度で参加していますか。

※①～⑧について「週4回以上」「週2～3回」「週1回」「月1～3回」

「年に数回」「参加無」の中から回答してください。(○はそれぞれひとつ)

○年一回以上の参加者

□設問 (単位：人)	今回	前回
①ボランティアのグループ	164 (22.1%)	137 (21.4%)
②スポーツ関係のグループやクラブ	238 (30.7%)	227 (32.5%)
③趣味関係のグループ	267 (33.9%)	279 (38.5%)
④学習・教養サークル	87 (12.2%)	72 (12.1%)
⑤各地区の介護予防教室	102 (13.7%)	新規項目
⑥老人クラブ	117 (15.4%)	89 (14.0%)
⑦町内会・自治会	297 (39.0%)	243 (36.3%)
⑧収入のある仕事	260 (33.8%)	200 (30.1%)

※括弧内は比率

グループ等に参加する頻度について、“一般高齢者”で、年に数回以上参加していると回答した人を見ると、「町内会・自治会」が39.0%と最も多く、「趣味関係のグループ」(33.9%)、「収入のある仕事」(33.8%)、「スポーツ関係のグループやクラブ」(30.7%)と続いています。

介護予防においては高齢者の地域とのつながり、社会参加が重要です。これらのグループ等の地域組織における交流の場の維持・拡充のための支援を行っていきます。

2) グループ活動への参加意向

地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に参加者として参加してみたいと思いますか。(〇はひとつ)

□設問 (単位：人)	今回	前回
1. 是非参加したい	79 (6.8%)	113 (9.0%)
2. 参加してもよい	508 (43.4%)	565 (44.9%)
3. 参加したくない	374 (32.0%)	457 (36.3%)
4. すでに参加している	82 (7.0%)	新規項目
無回答	127 (10.9%)	123 (9.8%)
合計	1,170 (100.0%)	1,258 (100.0%)

※括弧内は比率

地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って地域づくりを進める場合、参加者として「参加してもよい」が43.4%、「是非参加したい」が6.8%となり、過半数を超えています。しかしその一方で、「参加したくない」が32.0%となっており、活動への参加を促すためのきっかけづくりが必要であることから、地域活動に関する情報提供や環境整備を推進します。

3) 趣味や生きがいについて

趣味や生きがいはありますか。(○はひとつ)

□設問 (単位：人)	今回	前回
1. ある	742 (63.4%)	800 (63.5%)
2. 思いつかない	306 (26.2%)	353 (28.0%)
無回答	122 (10.4%)	106 (8.4%)
合計	1,170 (100.0%)	1,259 (100.0%)

※括弧内は比率

趣味や生きがいの有無について、“一般高齢者”では「ある」が63.4%、「思いつかない」が26.2%となっています。

高齢期の健康を維持するためには体の健康だけでなく、心の健康にも配慮することが重要です。高齢者は家族や友人など身近な人との触れ合いのほかに、趣味や、好きなことに生きがいを感じている方が多くなっていることから、高齢者自身の生きがいを高めるための各種活動支援を行ってまいります。

4) 望む介護のあり方

今後、介護が必要になったら、あなた（あて名のご本人）はどこで暮らしていきたいですか。（○はひとつ）

□設問	(単位：人)	今回
1. たとえ介護を受けるようになったとしても今の家に住み続けたい	588	(50.7%)
2. 介護体制が充実した施設（特別養護老人ホーム・老人保健施設等）に入所したい	246	(21.2%)
3. 介護付きの高齢者向け共同住宅の一人部屋か夫婦部屋に入所したい	120	(10.3%)
4. 医療や在宅介護サービスが近隣にあり高齢者同士が助け合う地域の住宅に引越したい	33	(2.8%)
5. 持病があるので、病院に入院して介護を受けたい	37	(3.2%)
6. 介護が必要になったら、子どものもとに行きたい	18	(1.6%)
7. 町外のもっと便利な場所に行きたい	29	(2.5%)
無回答	89	(7.7%)
合計	1,160	(100.0%)

※括弧内は比率

もし介護が必要となったとき、望む介護のあり方の考え方について、“一般高齢者”では、「たとえ介護を受けるようになったとしても今の家に住み続けたい」が 50.7%、「介護体制が充実した施設（特別養護老人ホーム・老人保健施設等）に入所したい」が 21.2%、「介護付きの高齢者向け共同住宅の一人部屋か夫婦部屋に入所したい」が 10.3%と続いています。国で提示している理念と同様に、高齢者・主な介護者ともに、住み慣れた家庭や地域での生活を望む人が多くなっています。住み慣れた場所での生活を継続するためには、在宅サービスを上手に活用することが重要であることから、サービス内容の充実を図るとともに、介護者に対する情報提供や相談体制を整備していきます。

5) 保険料とサービス

介護保険料と介護サービスのあり方についてどのようにお考えですか。

(○はひとつ)

口設問 (単位：人)	一般高齢者	要介護認定者
1. 介護サービスが充実するのならば、 保険料が高くなってよい	113 (9.7%)	38 (8.7%)
2. 介護サービスの水準を抑えても、 保険料の現状を維持して欲しい	214 (18.3%)	83 (18.9%)
3. 介護サービスが縮小されてもよいので、 保険料の安いほうがよい	131 (11.2%)	27 (6.2%)
4. 保険料を所得に応じて 更に多段階化（細分化）して欲しい	358 (30.6%)	126 (28.7%)
5. わからない	235 (20.1%)	112 (25.5%)
無回答	119 (10.2%)	53 (12.1%)
合計	1,170 (100.0%)	439 (100.0%)

※括弧内は比率

介護保険料と介護サービスのあり方について、“一般高齢者”では「保険料を所得に応じて更に多段階化（細分化）して欲しい」が 30.6%、「介護サービスの水準を抑えても、保険料の現状を維持して欲しい」が 18.3%となっています。

同様に“認定者”では、「保険料を所得に応じて更に多段階化（細分化）して欲しい」が 28.7%、「介護サービスの水準を抑えても、保険料の現状を維持して欲しい」が 18.9%となっています。

介護保険料の費用を抑えつつも、介護保険サービスの充実を図ることが求められていることから、介護給付費の適正化など、介護サービスの円滑な推進に努めます。

6) 介護保険料について

あなた（あて名のご本人）の現在の納めている介護保険の保険料について、
どう思いますか。（○はひとつ）

□設問 (単位：人)	一般高齢者	要介護認定者
1. 安いと思う	7 (0.6%)	5 (1.1%)
2. 適正だと思う	228 (19.5%)	86 (19.6%)
3. 高いと思う	641 (54.8%)	196 (44.6%)
4. わからない	250 (21.4%)	103 (23.5%)
無回答	44 (3.8%)	49 (11.2%)
合計	1,170 (100.0%)	439 (100.0%)

※括弧内は比率

納めている介護保険料については、保険料が高いと感じている方が“一般高齢者”では 54.8%、“認定者”では 44.6%と多くなっています。介護給付の適正化とともに介護サービスの情報提供についても進めていきます。

7) 安心して生活するために特に充実すべき事業

高齢者が地域で生活する為に充実すべきだと思われるものは何ですか。

(一般高齢者のみ回答。○は3つまで)

□設問	(単位：人)	今回	前回
1. 教養・趣味の講座などを充実し、生きがいつくりを支援する		303 (12.5%)	302 (11.9%)
2. 介護予防教室などを充実し、健康づくりを支援する		309 (12.7%)	363 (14.3%)
3. いろいろな相談事について、身近で対応してくれる相談体制を整備する		446 (18.3%)	424 (16.7%)
4. ボランティアなどの地域福祉活動を推進する		81 (3.3%)	111 (4.4%)
5. 安心して外出できるように外出支援サービスを整備する		354 (14.6%)	330 (13.0%)
6. 高齢者向けの住宅など、安心して地域で生活できる住まいを整備する		265 (10.9%)	222 (8.7%)
7. 高齢者の就労の機会を増やす		169 (6.9%)	183 (7.2%)
8. 介護保険のサービスを充実する		314 (12.9%)	395 (15.5%)
9. その他		37 (1.5%)	29 (1.1%)
無回答		154 (6.3%)	186 (7.3%)
合計		2,432 (100.0%)	2,545 (100.0%)

※括弧内は比率

高齢者が地域で生活する為に充実すべきだと思うものについて、“一般高齢者”では「いろいろな相談事について、身近で対応してくれる相談体制を整備する」が18.3%、「安心して外出できるように外出支援サービスを整備する」が14.6%、「介護保険のサービスを充実する」が12.9%と続いています。

従来からの福祉サービスや健康・生きがいつくりに関する各種事業への要望が高くなっているとともに、身近な場所への相談体制の整備も求められています。

介護者は『自宅』での介護を希望しているが、その一方で、心身に負担を感じている方が多くなっています。高齢者が住み慣れた環境での生活を続けるため、わかりやすい情報の提供に努め、身近で相談できる場所を提供するなど、介護者に対してもサポートをしていきます。

2 介護給付の特徴

(1) 要支援・要介護認定者の推移

要支援・要介護認定者の推移をみると、高齢者人口の増加に伴い、要支援・要介護認定者数も増加し続けており、出現率も令和2年では17.7%となっています。

【認定率の推移】

(単位：人)

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
高齢者人口	5,381	5,532	5,649	5,732
認定者数	899	952	1,000	1,017
出現率	16.7%	17.2%	17.7%	17.7%

※出現率＝第1号及び第2号被保険者の認定者÷高齢者人口

資料：高齢者人口／住民基本台帳（各年10月1日現在）

認定者数／介護保険事業状況報告（各年10月1日現在）

【要介護認定者数の推移】

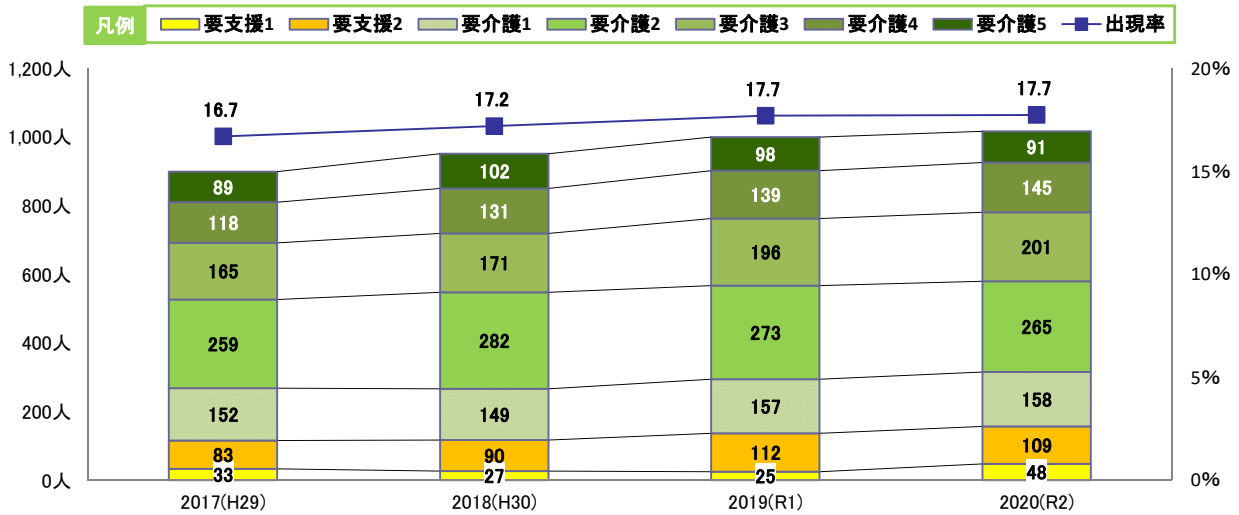
(単位：人)

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
認定者数	899	952	1,000	1,017
要支援1	33	27	25	48
要支援2	83	90	112	109
要介護1	152	149	157	158
要介護2	259	282	273	265
要介護3	165	171	196	201
要介護4	118	131	139	145
要介護5	89	102	98	91

資料：介護保険事業状況報告（各年10月1日現在）

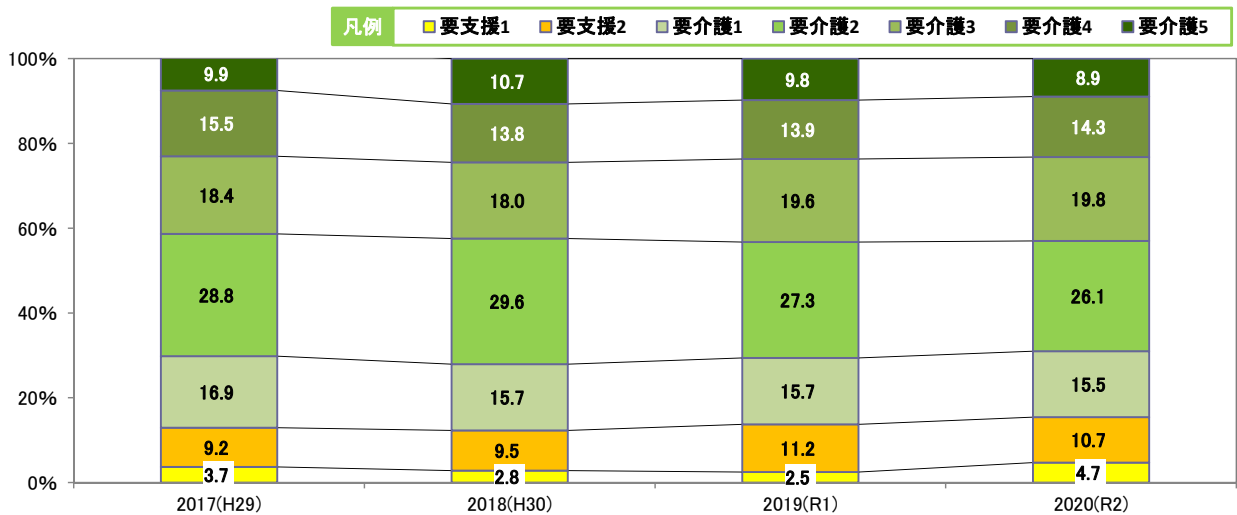
(1) 要支援・要介護認定者の推移

【要介護認定者数の推移】



資料：介護保険事業状況報告（各年10月1日現在）

【要介護認定者の構成比の推移】



資料：介護保険事業状況報告（各年10月1日現在）

(2) 回数・人数等における計画値と実績値

第7期計画（平成30年度策定）の回数・人数等から推計した計画値に対する実績値をみると、平成30年度（2018年度）・令和元年度（2019年度）ともに居宅サービス及び介護予防サービスの多くで回数・人数等が計画値を下回っていることがわかります。

【回数・人数等における計画値と実績値（介護給付）】

種類	単位	平成30年度			令和元年度		
		計画値	実績値	実績/計画 ×100	計画値	実績値	実績/計画 ×100
居宅サービス							
訪問介護	回/年	39,060	38,035	97.4%	39,672	35,702	90.0%
訪問入浴介護	回/年	1,788	1,042	58.3%	1,850	804	43.5%
訪問看護	回/年	5,292	4,737	89.5%	5,601	5,042	90.0%
訪問リハビリテーション	回/年	1,418	1,244	87.7%	1,668	1,143	68.5%
居宅療養管理指導	人/年	1,284	1,325	103.2%	1,404	1,283	91.4%
通所介護	回/年	36,228	40,171	110.9%	36,648	40,690	111.0%
通所リハビリテーション	回/年	5,986	6,593	110.1%	6,096	6,899	113.2%
短期入所生活介護	日/年	8,002	6,196	77.4%	8,121	5,806	71.5%
短期入所療養介護（老健）	日/年	1,040	816	78.5%	1,086	950	87.5%
短期入所療養介護（病院等）	日/年	680	236	34.7%	730	18	2.5%
特定施設入居者生活介護	人/月	16	11	68.8%	19	12	63.2%
福祉用具貸与	人/月	350	360	102.9%	379	365	96.3%
特定福祉用具販売	人/月	4	6	150.0%	5	4	80.0%
地域密着型サービス							
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人/年	2	20	1000.0%	3	32	1066.7%
小規模多機能型居宅介護	人/年	-	0	-	36	39	108.3%
認知症対応型共同生活介護	人/月	20	20	100.0%	22	18	81.8%
介護老人福祉施設入所者生活介護	人/月	30	29	96.7%	30	28	93.3%
地域密着型通所介護	人/月	73	57	78.1%	74	55	74.3%
その他のサービス							
住宅改修	人/月	3	5	166.7%	3	4	133.3%
居宅介護支援計画作成	人/月	542	557	102.8%	559	557	99.6%
施設サービス							
介護老人福祉施設	人/月	62	55	88.7%	63	55	87.3%
介護老人保健施設	人/月	56	64	114.3%	58	84	144.8%
介護療養型医療施設	人/月	2	1	50.0%	3	1	33.3%

資料：介護保険事業状況報告

第4章 本町の高齢者に関する状況

【回数・人数等における計画値と実績値（予防給付）】

種類	単位	平成30年度			令和元年度		
		計画値	実績値	実績/計画 ×100	計画値	実績値	実績/計画 ×100
介護予防サービス							
介護予防訪問入浴介護	回/年	12	0	-	12	0	-
介護予防訪問看護	回/年	606	480	79.2%	751	401	53.4%
介護予防訪問リハビリテーション	回/年	12	34	283.3%	12	0	-
介護予防居宅療養管理指導	人/年	24	18	75.0%	36	16	44.4%
介護予防通所リハビリテーション	人/年	72	30	41.7%	84	35	41.7%
介護予防短期入所生活介護	日/年	24	42	175.0%	24	146	608.3%
短期入所療養介護（老健）	日/年	24	0	-	24	0	-
短期入所療養介護（病院等）	日/年	24	0	-	24	0	-
介護予防特定施設入居者生活介護	人/月	2	1	50.0%	3	0	-
介護予防福祉用具貸与	人/月	38	31	81.6%	40	39	97.5%
特定介護予防福祉用具販売	人/月	2	1	50.0%	2	0	-
地域密着型介護予防サービス							
小規模多機能型居宅介護	人/年	-	0	-	-	1	-
その他介護予防サービス							
介護予防住宅改修	人/月	2	1	50.0%	2	1	50.0%
介護予防支援計画作成	人/月	47	36	76.6%	52	45	86.5%

※居宅介護支援サービスと施設サービスの実績については、1月あたりの平均人数を掲載しています。

資料：介護保険事業状況報告

（3）費用における計画値と実績値

第7期計画の給付費から推計した計画値に対する実績値をみると、「回数・人数等における計画値と実績値」と同様に、平成30年度（2018年度）・令和元年度（2019年度）ともに居宅サービス及び介護予防サービスの多くで費用の計画値を下回っていますが、計画値を大きく上回っているサービスもあり、総給付費についてはほぼ計画値と同水準となっています。

【費用における計画値と実績値】

（単位：千円）

種類	平成30年度			令和元年度		
	計画値	実績値	実績/計画 ×100	計画値	実績値	実績/計画 ×100
介護給付費	1,395,874	1,369,842	98.1%	1,446,521	1,446,270	100.0%
予防給付費	14,744	8,293	56.2%	16,777	9,710	57.9%
総給付費	1,410,618	1,378,135	97.7%	1,463,298	1,455,980	99.5%

第4章 本町の高齢者に関する状況

【費用における計画値と実績値（介護給付）】

(単位：千円)

種類	平成30年度			令和元年度		
	計画値	実績値	実績/計画 ×100	計画値	実績値	実績/計画 ×100
居宅サービス						
訪問介護	108,608	109,490	100.8%	108,772	100,634	92.5%
訪問入浴介護	20,550	12,137	59.1%	21,289	9,499	44.6%
訪問看護	27,944	23,412	83.8%	28,921	26,225	90.7%
訪問リハビリテーション	4,248	3,618	85.2%	5,024	3,472	69.1%
居宅療養管理指導	14,192	14,431	101.7%	15,804	13,432	85.0%
通所介護	283,409	318,168	112.3%	286,134	321,617	112.4%
通所リハビリテーション	60,048	58,630	97.6%	62,504	61,781	98.8%
短期入所生活介護	68,664	50,709	73.9%	69,503	47,796	68.8%
短期入所療養介護（老健）	11,038	8,435	76.4%	11,471	9,284	80.9%
短期入所療養介護（病院等）	9,784	3,029	31.0%	9,602	240	2.5%
特定施設入居者生活介護	37,147	24,705	66.5%	44,620	28,105	63.0%
福祉用具貸与	50,740	56,192	110.7%	53,818	60,721	112.8%
特定福祉用具販売	1,204	1,558	129.4%	1,434	1,168	81.5%
地域密着型サービス						
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	2,907	3,566	122.7%	4,979	5,186	104.2%
小規模多機能型居宅介護	-	-	-	8,665	7,356	84.9%
認知症対応型共同生活介護	61,967	61,737	99.6%	68,657	55,798	81.3%
介護老人福祉施設入所者 生活介護	83,349	87,149	104.6%	83,387	88,453	106.1%
地域密着型通所介護	91,346	69,962	76.6%	92,874	70,815	76.2%
その他のサービス						
住宅改修	3,661	5,865	160.2%	3,661	4,524	123.6%
居宅介護支援計画作成	92,714	96,228	103.8%	95,408	94,629	99.2%
施設サービス						
介護老人福祉施設	175,690	157,849	89.8%	178,407	168,606	94.5%
介護老人保健施設	177,436	200,115	112.8%	182,355	265,231	145.4%
介護療養型医療施設	9,228	2,857	31.0%	9,232	1,698	18.4%

資料：介護保険事業状況報告

第4章 本町の高齢者に関する状況

【費用における計画値と実績値（予防給付）】

(単位：千円)

種類	平成30年度			令和元年度		
	計画値	実績値	実績/計画 ×100	計画値	実績値	実績/計画 ×100
介護予防サービス						
介護予防訪問入浴介護	94	0	-	94	0	-
介護予防訪問看護	1,880	1,327	70.6%	2,327	1,374	59.0%
介護予防訪問リハビリテーション	33	98	296.5%	33	0	0.0%
介護予防居宅療養管理指導	132	197	149.3%	198	118	59.6%
介護予防通所リハビリテーション	2,079	1,268	61.0%	2,530	1,320	52.2%
介護予防短期入所生活介護	175	269	153.8%	175	955	545.5%
短期入所療養介護（老健）	198	0	-	198	0	-
短期入所療養介護（病院等）	171	0	-	171	0	-
介護予防特定施設入居者生活介護	1,320	678	51.4%	1,981	57	2.9%
介護予防福祉用具貸与	2,327	1,718	73.8%	2,456	2,245	91.4%
特定介護予防福祉用具販売	423	104	24.6%	423	40	9.5%
地域密着型介護予防サービス						
小規模多機能型居宅介護	-	0	-	-	121	-
その他介護予防サービス						
介護予防住宅改修	3,348	726	21.7%	3,348	1,045	31.2%
介護予防支援計画作成	2,564	1,909	74.4%	2,843	2,435	85.6%

資料：介護保険事業状況報告

第7期計画の費用から推計した計画値に対する実績値をみると、各年度において、実績値が計画値にほぼ近い同水準となっています

【費用における計画値と実績値】

(単位：千円)

	平成30年度			令和元年度		
	計画値	実績値	実績/計画 ×100	計画値	実績値	実績/計画 ×100
総給付費	1,410,618	1,378,178	97.7%	1,463,298	1,456,292	99.5%
特定入所者介護サービス費	54,310	50,547	93.1%	57,320	51,964	90.6%
高額介護サービス費	18,500	21,215	114.6%	19,000	25,519	134.3%
高額医療合算介護サービス費	2,800	2,580	92.1%	2,900	3,051	105.2%
審査支払手数料	1,626	1,487	91.4%	1,729	1,587	91.7%
標準給付費	1,487,854	1,454,007	97.7%	1,544,247	1,538,413	99.6%

資料：介護保険事業状況報告

第5章 本町の高齢者に関する推計

1 将来人口の推移

計画期間における人口推計は、平成28年（2016年）～令和2年（2020年）の住民基本台帳人口を基準とした、コーホート要因法※7を用いて推計しました。

その結果、高齢者人口は計画の最終年度である令和5年度（2023年度）には5,931人となり、令和3年から139人増加し、高齢化率は33.2%となります。

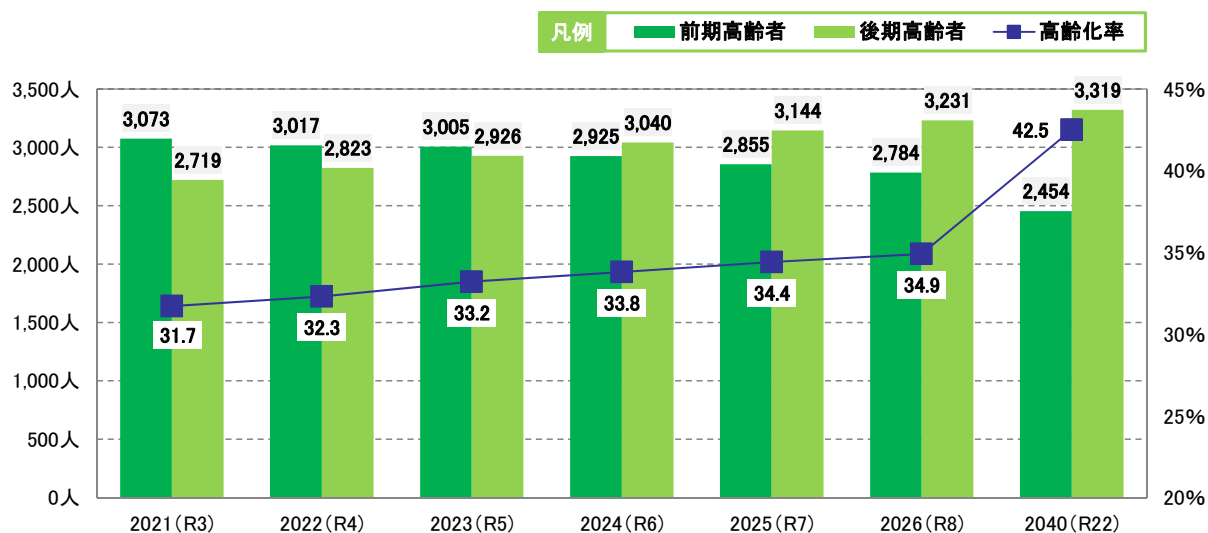
【七ヶ浜町の推計人口の推移】

(単位/人)

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和22年
高齢者65歳以上人口	5,792	5,840	5,931	5,965	5,999	6,015	5,773
高齢化率(%)	31.7%	32.3%	33.2%	33.8%	34.4%	34.9%	42.5%
前期高齢者数	3,073	3,017	3,005	2,925	2,855	2,784	2,454
後期高齢者数	2,719	2,823	2,926	3,040	3,144	3,231	3,319
40～64歳人口	6,462	6,378	6,259	6,169	6,090	6,009	4,400
総人口	18,298	18,095	17,882	17,665	17,446	17,215	13,589

(各年10月1日現在)

【七ヶ浜町の推計人口の推移】



(各年10月1日現在)

※7 【コーホート要因法】 同じ年（又は同じ期間）に生まれた人々の集団（コーホート）について、「自然増減」（出生と死亡）及び「純移動」（転出入）という二つの「人口変動要因」それぞれについて将来値を仮定し、それに基づいて将来人口を推計する方法

2 要介護認定者数の推計

第7期計画策定時に推計された令和2年度（2020年度）要介護認定者数（推計値）と、令和2年度（2020年度）の要介護認定者数（実績値）を比較した場合、実績値の方が認定率は高くなっています。令和3年（2021年）以降、高齢者数は増加を続け、本計画の最終年度である令和5年（2023年）には1,090人となり、要介護認定率は18.4%になると見込まれますが、介護予防事業を更に実施することにより、要介護認定者数の増加抑制を図ります。

【要支援・要介護認定者の前回計画値と実績値の比較】

	令和2年 第7期計画時推計値	令和2年 実績値
65歳以上人口	5,675人	5,732人
認定者数	974人	1,017人
要支援1	57人	48人
要支援2	103人	109人
要介護1	162人	158人
要介護2	256人	265人
要介護3	186人	201人
要介護4	140人	145人
要介護5	70人	91人
認定率	17.2%	17.7%

【要支援・要介護認定者数推計の推移】

	令和3年	令和4年	令和5年	令和7年
65歳以上人口	5,792人	5,840人	5,931人	5,999人
認定者数	1,033人	1,054人	1,090人	1,133人
要支援1	47人	47人	48人	51人
要支援2	108人	110人	113人	118人
要介護1	160人	163人	169人	175人
要介護2	269人	276人	285人	296人
要介護3	213人	219人	225人	236人
要介護4	146人	148人	154人	158人
要介護5	90人	91人	96人	99人
認定率	17.8%	18.0%	18.4%	18.9%

※要介護認定率＝第1号及び第2号被保険者の要介護認定者数÷65歳以上人口

第6章 基本方針に基づく高齢者及び介護保険施策・ 介護サービス量の見込み

1 住み慣れたまちで暮らす

(1) 地域の見守り体制構築事業

ひとり暮らし高齢者世帯や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の方の増加が今後見込まれる中で、日常生活上の支援を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で安心して在宅生活を継続していくための体制の構築が求められております。

高齢者の方ができる限り住み慣れた地域で暮らし続けていくために地域ぐるみで見守り体制の構築を行ってまいります。

施 策	概 要
緊急通報体制等整備事業	ひとり暮らしの高齢者の方を対象とし、急病や災害などの緊急時に迅速かつ適切な対応を図るため、家庭用緊急通報機器を貸与するものです。 消防・警察・医療機関・地域の協力体制との連携を密にして緊急通報体制の整備をします。
はいかい高齢者SOSネットワークシステム	認知症によるはいかいのおそれのある高齢者を事前に登録することにより、その方が行方不明となった場合に、警察、近隣市町村、地域の協力機関へ連絡をし、早期発見につなげるためのシステムです。 今後も、ネットワークを警察、近隣市町村、地域の協力機関と連携し構築してまいります。
緊急医療情報キット配布事業	ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯の方に対し、かかりつけ医療機関、持病等の緊急時に必要な情報を保管する緊急医療情報キットの配布をするものです。

【実績と見込み量】

項 目	単 位	平成 30年度	令和 元年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
緊急通報体制等整備事業	人/年	19	19	25	25	25
はいかい高齢者SOSネットワークシステム	人/年	27	27	29	30	30

○安心して暮らせるまちづくり

高齢化の進展とともに、ひとり暮らし高齢者や要介護等認定者が増加を続けている中、大規模災害発生時などの非常事態において公助だけでの災害対応は困難となっており、自助・共助・互助による高齢者を支援する体制の確立が緊急の要務となっています。

大規模災害発生時においても、ひとり暮らし高齢者や要介護等認定者などの避難行動要支援者が必要とする支援を、迅速かつ十分に確保する体制を整備します。

施 策	概 要
災害発生時への備え	<p>近年の災害の発生状況を踏まえ、日頃から防災関係機関や介護事業所等と連携し、避難訓練の実施や防災啓発活動、介護事業所等におけるリスクや、食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資の備蓄・調達状況の確認を行います。</p>
避難行動要支援者名簿の活用	<p>避難行動要支援者名簿は、75歳以上のひとり暮らしの方又は、75歳以上の方のみで構成される世帯や介護保険の要介護3以上の認定を受けている方が掲載されています。</p> <p>大規模災害発生時などに備え、日頃の見守り活動に活用していきます。</p>
感染症への備え	<p>新型コロナウイルス感染症などの流行を踏まえ、日頃から介護事業所等と連携し、感染症発生時を想定した訓練の実施や感染拡大防止策の周知啓発を行います。</p> <p>介護事業所等が感染症発生時においてもサービスを継続するための備えが講じられているかを定期的に確認し、感染症に対する研修等の充実について実施します。</p>
高齢者の住まいの確保	<p>県や関係機関と連携し、高齢者向けの住宅※8の供給・改修を推進するとともに、必要に応じて施設への入所を支援し、高齢者が安心できる環境整備を行います。</p>

※8 【高齢者向けの住宅】 個人において確保する持家としての住宅や賃貸住宅に加えて、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅、養護老人ホームや軽費老人ホームなど

(2) 社会参加・生きがいづくり事業

今後高齢化が一層進む中で、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる地域共生社会の実現が求められています。

高齢者が地域社会において生きがいを持って日常生活を過ごすことができるよう、地域コミュニティ形成の支援、生涯学習やスポーツ活動の機会の提供を行い、親しい仲間や家族と健やかに暮らしていける地域を目指します。

施 策	概 要
ボランティア活動の支援	<p>高齢者の生きがいづくり、健康づくりの支援のために、「ボランティア友の会」をはじめ、多くのボランティアと協力していきます。</p> <p>また、認知症サポーターの育成をはじめ、高齢者などが保健福祉サービスを積極的に利用できるように啓発、助言を行いながら、町社会福祉協議会とともに地区ごとの民生委員・児童委員の協力のもと、支援体制を整備します。</p>
老人福祉センター	<p>老人福祉センター「浜風」の運営を行い、各種事業の実施を通して、高齢者の憩いと交流を深める場です。</p>
老人クラブ	<p>老人クラブは、地域における高齢者の役割を果たすための高齢者自身による自主的かつ積極的な活動の場として、社会奉仕活動、高齢者自身の生きがいを高めるための各種活動や健康づくりの活動を実践しています。</p> <p>中央に老人クラブ連合会があり、各地区に単位老人クラブがあります。高齢者は今後の地域活動の主要な担い手として、活動支援を行います。</p>
社会奉仕活動	<p>ひとり暮らし高齢者などへの友愛訪問活動、清掃奉仕、児童・生徒の交通安全奉仕、地域美化運動、地域の催し物に対する協力等を行います。</p>
教養講座開催	<p>健康教育講座、社会問題等教養講座、生きがい講座、交通安全教育、郷土文化等の講座を行います。</p>
スポーツ活動	<p>レクリエーション活動、ニュースポーツ等を行います。</p>
サロン活動	<p>「仲間づくり」や「生きがいづくり」、また「健康づくり」をするための活動の場であり、地域の方々の交流の場です。サロン活動は、地域の方々が自発的・自主的に運営しており、各地区で住み慣れた地域の支え合いや見守り活動の場となっています。</p> <p>今後も、町社会福祉協議会とともに活動支援を行います。</p>

2 健康寿命の延伸

(1) 地域支援事業

① 介護予防・日常生活支援総合事業

ア 介護予防・生活支援サービス

要支援1・2の認定者及び基本チェックリスト該当者で、介護予防ケアマネジメントにおいて利用が必要と認められた者が、要介護状態等となることの予防又は悪化の防止を図り、訪問介護の専門職や、NPO、民間企業団体、ボランティア等の多様な担い手による生活援助サービスを提供します。

施 策	概 要
訪問型サービス事業	【介護予防訪問介護相当事業】 介護サービス事業所による、従来の介護予防訪問介護サービスと同様の身体介護や生活援助を提供する訪問型サービスを行います。
	【軽度生活援助事業】 利用者宅へ生活援助員を派遣し、自立を目的とした、掃除・洗濯・調理・買物等の軽微な生活援助のサービスを行います。
通所型サービス事業	【介護予防通所介護相当事業】 介護サービス事業所による、従来の介護予防通所介護サービスと同様の食事・入浴や機能訓練を提供する通所型サービスを行います。
	【通所型介護予防教室事業】 専門指導員による健康相談や機能訓練並びに運動指導を組み合わせた通所型の運動教室。座位・立位運動、ストレッチ、筋トレ、脳トレ等身体状態に合わせた運動メニューを提供し、切れ目のない支援を行います。
通所型サービス事業	【通所型地区介護予防教室事業】 住民主体により定期的に開催する介護予防教室で体操やストレッチ等を行っています。
介護予防ケアマネジメント事業	地域包括支援センターが直接、または居宅介護支援事業所への委託にて要支援者と基本チェックリスト該当者に対してアセスメントを行い、身体状態や置かれている環境等に応じて、ご本人が在宅生活を継続できるようケアプラン※9を作成します。

※9 【ケアプラン】 可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、心身の状況や環境に応じた介護サービスを利用するための計画

第6章 基本方針に基づく高齢者及び介護保険施策・
介護サービス量の見込み

【実績と見込み量】

項目	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
訪問型サービス事業						
介護予防訪問介護相当事業	人/月	16	17	26	28	31
軽度生活援助事業	回/年	404	385	576	576	576
通所型サービス事業						
介護予防通所介護相当事業	人/月	45	51	61	65	68
通所型介護予防教室事業	回/年	129	125	164	164	164
通所型地区介護予防教室事業	回/年	36	35	36	36	36
介護予防ケアマネジメント事業	人/月	42	43	53	55	57

イ 一般介護予防事業

高齢者が自ら介護予防活動に参加し、介護予防に向けた取組が主体的に実施されるよう、介護予防の知識の普及啓発や高齢者の集いなどの取組を育成、支援します。国が目標として掲げている令和7年度までに「通いの場」への参加者割合8%を視野に入れ活動支援を行います。

また、高齢者の要介護状態の発症予防に向けて、生活習慣病の重症化を含めた予防の取組と通いの場等介護予防の取組について連携を進めるため、保健事業と介護予防の一体的な実施を推進します。

【実績と見込み量】

項目	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
介護予防対象者把握事業	人/年	3,282	3422	3,397	3,417	3,456
介護予防普及啓発事業						
わくわくシニアフェスティバル	人/年	210	195	200	200	200
地域介護予防活動支援事業						
地区介護予防教室の開催	回/年	406	412	410	410	410
地域リハビリテーション活動支援事業						
戸別訪問	回/年	3	2	10	12	14
介護予防教室への関与	回/年	12	12	19	22	25

※10 事業概要は8ページ参照

第6章 基本方針に基づく高齢者及び介護保険施策・
介護サービス量の見込み

② 包括的支援事業

高齢者の包括的支援としての軸となる地域包括支援センターの運営を行い、保健医療の向上と福祉の増進を図ります。地域包括支援センターにおいて、地域ケア会議推進事業、総合相談支援事業、権利擁護事業、地域見守り支援訪問活動事業を心身の健康の保持と生活の安定を包括的に支援する施策として推進していきます。

施策	概要
地域ケア会議推進事業	個別ケースの支援内容の検討による課題解決と介護支援専門員による自立支援に資するケアマネジメントの支援や高齢者個人に対する支援を行います。 また、個別課題から抽出した地域課題を、地域づくり・社会資源の開発や政策等の充実により解決し、社会資源の整備をします。
地域見守り支援訪問活動事業	避難行動要支援者名簿掲載者のうち、特に見守りが必要な介護認定者等で、地域包括支援センターにおいて、状況が把握できない方に対する見守り訪問活動を行います。

【実績と見込み量】

項目	単位	平成30年度	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合相談支援事業(相談対応)	件/年	1,469	1,874	1,835	1,835	1840
権利擁護事業(高齢者虐待・成年後見に関する相談)	件/年	61	79	80	80	80
地域見守り支援訪問活動事業	人/年			300	300	300
地域ケア会議	回/年	12	11	36	36	38

※11 事業概要は4～7ページ参照

第6章 基本方針に基づく高齢者及び介護保険施策・
介護サービス量の見込み

③ 包括的支援事業（社会保障分）

包括的支援事業のうち、高齢者の社会保障を充実させるため、在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業を行い、健康寿命の延伸と介護予防につなげていきます。

施策	概要
在宅医療・ 介護連携推進事業	<p>○地域の医療・介護サービス資源を把握し情報の提供と課題の抽出を行います。</p> <p>○在宅医療・介護連携のための研修と情報共有ツールの作成、提供体制の構築等を近隣市町や医師会と連携して行います。</p> <p>今後も高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることが出来るよう、医療機関と介護サービス事業所等の関係者の連携を引き続き行います。</p>
生活支援体制整備事業	<p>「生活支援コーディネーター※12（地域支え合い推進員）」や「協議体」の設置などを通じて、互助を基本とした生活支援・介護予防サービスが創出される取り組みを進めています。</p>
認知症総合支援事業	<p>国の指針である「認知症施策大綱」を基に、様々な事業を行います。</p> <p>○認知症初期集中支援チームの活用により、早期診断・早期対応の支援体制を強化します。</p> <p>○認知症サポーター養成講座やステップアップ講座を実施し、認知症への理解を深めるための啓発を行います。</p> <p>○認知症地域支援・ケア向上事業では、認知症地域支援推進員を中心に、認知症ケアパス※13の普及、認知症カフェの設置を拡充・推進し、認知症ケアに携わる多職種協働研修等を行います。</p> <p>高齢化に伴い、予想される認知症の増加に対応し、認知症高齢者等にやさしい地域づくりを推進するため、今後も、認知症初期集中支援推進事業や認知症地域支援・ケア向上事業を継続推進します。</p>

【実績と見込み量】

項目	単位	平成 30年度	令和 元年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
認知症総合支援事業						
サポーター養成講座	回／年	6	3	5	6	6
ステップアップ講座	回／年	1	1	3	4	4
認知症カフェ普及・開催	設置数	1	1	1	1	2

※12 【生活支援コーディネーター】 高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備の推進を目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者

※13 【認知症ケアパス】 市町村ごとに地域の実情に応じ、認知症の人の状態に応じた適切なサービス提供の流れをまとめたもの

第6章 基本方針に基づく高齢者及び介護保険施策・
介護サービス量の見込み

④ 任意事業

任意事業として、家族介護継続支援事業、成年後見制度利用支援事業、食の自立支援事業などを実施し、高齢者及び家族介護者の負担を軽減し、高齢者の在宅生活を支える施策を進めていきます。

施策	概要
家族介護継続支援事業	【介護用品支給事業】 家族の身体的・精神的・経済的負担の軽減を図るため、在宅の寝たきり高齢者や認知症高齢者で常時失禁状態にある方に対し、紙おむつの支給を行います。
	【家族介護者交流事業】 介護者の身体的・精神的負担の軽減を図るため、在宅で介護をしている家族の方を対象に家族同士の相互交流やリフレッシュ研修を行います。
	【家族介護支援レスパイト】 介護している家族の方が、緊急・その他やむを得ない事情により介護ができない状態になったとき、高齢者の方が一時的に施設へ短期入所することで家族の方の介護負担を軽減します。
	【介護離職防止】 要介護状態等にある家族を介護するために離職することを防止する観点から、働きながら介護に取り組む家族等や、今後の仕事と介護の両立に不安や悩みを持つ就業者の実情等を把握し、家族等への支援や職場環境の改善に関する普及啓発等の取組を行います。
成年後見制度利用支援事業	判断能力が不十分な認知症高齢者等に不利益な結果を招くことを防ぐため、成年後見制度の周知及び相談・申立に要する支援を行います。
食の自立支援事業 (配食サービス事業)	虚弱なひとり暮らし等で調理が困難な高齢者の方へ、1食あたりの補助をするとともに、栄養バランスのとれた食事を提供し、高齢者の方の安否確認を実施するサービスを行います。

【実績と見込み量】

項目	単位	平成30年度	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
家族介護継続支援事業						
介護用品支給事業	件/年	515	414	456	456	456
家族介護支援レスパイト	件/年	5	0	1	1	1
成年後見制度利用支援事業(申立)	件/年	1	1	2	2	2
食の自立支援事業 (配食サービス事業)	件/年	2,509	3,081	3,296	3,296	3,296

(2) 地域支援事業における費用見込み

施策	概要
保険者機能強化推進交付金等の活用	令和2年度に、介護保険制度における介護予防の位置付けを高めるため、保険者機能強化推進交付金に加え、介護保険保険者努力支援交付金が創設され、介護予防・健康づくり等に資する取組を重点的に評価することになりました。保険者機能強化推進交付金等を利用した高齢者の自立支援及び重度化防止に取り組みます。

【地域支援事業における費用見込み】

(単位：千円)

種類	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防・日常生活支援総合事業	42,458	44,662	46,673
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費	26,455	28,455	30,455
包括的支援事業（社会保障充実分）	5,997	5,997	6,153
地域支援事業合計	74,910	79,114	83,281

(3) 自立支援・重度化防止への取り組み及び目標

本町では、被保険者の方の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止への取り組みとして、運動・栄養・口腔ケア等の介護予防啓発を行い、おおむね65歳以上の方や介護予防に関心のある方が参加できる『各地区介護予防教室』の増加を図ります。

また、認知症を理解し認知症の方や家族を見守る認知症サポーターを増やし安心して暮らせるまちをつくることを目指して、認知症サポーター養成講座を開催しています。このような高齢者の自立支援・重度化防止への取り組みを幅広い医療専門職の関与を得ながら推進することで、地域における認知症の理解の推進に取り組みます。

取組内容	数値目標		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1. 運動・栄養・口腔ケア等の介護予防啓発を行い、各地区介護予防教室参加の増加を図る			
運動・栄養・口腔ケア等の介護予防啓発回数	42回	56回	70回
各地区介護予防教室参加実人数	319人	334人	349人
2. 地域における認知症の理解の推進			
サポーター養成講座実施回数	5回	6回	6回
ステップアップ講座実施回数	3回	4回	4回

3 介護保険事業の充実

(1) サービスの種類

介護保険サービスの体系は、居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービスに分類され、また、マネジメントは、居宅介護支援計画作成と介護予防支援計画作成の2種類です。

サービス量の見込みを定める際は、地域間の移動や住民のサービス利用の在り方も含めた地域特性を踏まえながら、適正に検討を行うよう努めるとともに、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の設置状況等を踏まえ検討を行います。

また、人口減少も見据え、介護サービス需要に合わせた過不足ない整備については、既存施設の有効活用等による効率的な整備を行うことも必要となっています。

① 介護予防給付（要支援1・2を対象としたサービス）

介護予防サービス	<ul style="list-style-type: none"> 介護予防訪問入浴介護 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防居宅療養管理指導 介護予防通所リハビリテーション 介護予防短期入所生活介護 	<ul style="list-style-type: none"> 介護予防短期入所療養介護（老健） 介護予防短期入所療養介護（病院等） 介護予防短期入所療養介護（介護医療院） 介護予防福祉用具貸与 特定介護予防福祉用具販売 介護予防特定施設入居者生活介護
地域密着型 介護予防サービス	<ul style="list-style-type: none"> 介護予防認知症対応型共同生活介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 	
その他のサービス	<ul style="list-style-type: none"> 介護予防支援計画作成 介護予防住宅改修 	

② 介護給付（要介護1～5を対象としたサービス）

居宅サービス	<ul style="list-style-type: none"> 訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 通所介護 通所リハビリテーション 	<ul style="list-style-type: none"> 短期入所生活介護 短期入所療養介護（老健） 短期入所療養介護（病院等） 短期入所療養介護（介護医療院） 福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定施設入居者生活介護
地域密着型 介護サービス	<ul style="list-style-type: none"> 小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 	<ul style="list-style-type: none"> 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 地域密着型通所介護
その他のサービス	<ul style="list-style-type: none"> 居宅介護支援計画作成 住宅改修 	
施設サービス	<ul style="list-style-type: none"> 介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護医療院 介護療養型医療施設 	

(2) 要介護（支援）認定者の推計

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計	1,033人	1,054人	1,090人
要支援1	47人	47人	48人
要支援2	108人	110人	113人
要介護1	160人	163人	169人
要介護2	269人	276人	285人
要介護3	213人	219人	225人
要介護4	146人	148人	154人
要介護5	90人	91人	96人

(3) 居宅介護サービス

訪問介護					
居宅にホームヘルパーが訪問して、日常生活に支障がある方に対して入浴、排せつ、食事等の介護、その他、日常生活上の支援を行うサービスです。					
年度	平成30年度	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
単位(回/年)	38,035	35,702	31,828	32,052	32,386
単位(人/年)	1,460	1,422	1,380	1,416	1,464

訪問介護における平成30年度（2018年度）の給付実績は38,035回であり、令和3年度（2021年度）には31,828回、令和5年度（2023年度）には32,386回を見込んでいます。

訪問入浴介護					
入浴設備のある移動入浴車により居宅に浴槽を持ち込んで行うサービスです。					
年度	平成30年度	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
単位(回/年)	1,042	804	937	983	983
単位(人/年)	245	174	216	228	228

訪問入浴介護における平成30年度（2018年度）の給付実績は1,042回であり、令和3年度（2021年度）には937回、令和5年度（2023年度）には983回を見込んでいます。

(3) 居宅介護サービス

訪問看護

主治医の指示のもと、看護師などが居宅を訪問して、療養上の支援や診療の補助を行うサービスです。対象者は、病状が安定期にあり訪問看護が必要と、主治医が認めた要介護者などとなります。

年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
単位(回/年)	4,737	5,042	5,970	6,162	6,536
単位(人/年)	644	733	840	864	936

訪問看護における平成 30 年度（2018 年度）の給付実績は 4,737 回であり、令和 3 年度（2021 年度）には 5,970 回、令和 5 年度（2023 年度）には 6,536 回を見込んでいます。

訪問リハビリテーション

主治医の指示のもと、理学療法士や作業療養士が、居宅を訪問して心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための理学療法、作業療法等のリハビリテーションを行うサービスです。

年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
単位(回/年)	1,244	1,143	1,426	1,422	1,524
単位(人/年)	117	107	132	132	144

訪問リハビリテーションにおける平成 30 年度（2018 年度）の給付実績は 1,244 回であり、令和 3 年度（2021 年度）には 1,426 回、令和 5 年度（2023 年度）には 1,524 回を見込んでいます。

居宅療養管理指導

内科医師、歯科医師、薬剤師等が要支援・要介護高齢者等の家庭を訪問し、療養に関する管理と指導を行うサービスです。

年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
単位(人/年)	1,325	1,283	1,272	1,272	1,320

居宅療養管理指導における平成 30 年度（2018 年度）の給付実績は 1,325 人であり、令和 3 年度（2021 年度）には 1,272 人、令和 5 年度（2023 年度）には 1,320 人を見込んでいます。

(3) 居宅介護サービス

通所介護					
デイサービスセンターなどに通って、その施設で入浴、排せつ、食事の提供、その他の日常生活上の支援や機能訓練を行うサービスです。					
年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
単位(回/年)	40,171	40,690	38,675	39,887	40,362
単位(人/年)	3,919	4,045	4,056	4,296	4,296

通所介護における平成 30 年度（2018 年度）の給付実績は 40,171 回であり、令和 3 年度（2021 年度）には 38,675 回、令和 5 年度（2023 年度）には 40,362 回を見込んでいます。

通所リハビリテーション					
介護老人保健施設や病院などに通って、その施設で心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを行うサービスです。					
年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
単位(回/年)	6,593	6,899	6,463	6,683	6,922
単位(人/年)	863	907	900	924	960

通所リハビリテーションにおける平成 30 年度（2018 年度）の給付実績は 6,593 回であり、令和 3 年度（2021 年度）には 6,463 回、令和 5 年度（2023 年度）には 6,922 回を見込んでいます。

短期入所生活介護					
特別養護老人ホームに短期間入所して、その施設において入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うサービスです。					
年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
単位(日/年)	6,196	5,806	4,854	5,022	5,224
単位(人/年)	678	650	568	592	616

短期入所生活介護における平成 30 年度（2018 年度）の給付実績は 6,196 日であり、令和 3 年度（2021 年度）には 4,854 日、令和 5 年度（2023 年度）には 5,224 日を見込んでいます。

(3) 居宅介護サービス

短期入所療養介護（老健）

介護老人保健施設に短期間入所して、その施設において看護医学的管理下における介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活の支援を行うサービスです。

年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
単位(日／年)	816	950	784	946	967
単位(人／年)	141	111	108	120	132

短期入所療養介護（老健）における平成 30 年度（2018 年度）の給付実績は 816 日であり、令和 3 年度（2021 年度）には 784 日、令和 5 年度（2023 年度）には 967 日を見込んでいます。

短期入所療養介護（病院等）

病院等の医療機関に短期間入所して、その施設において看護医学的管理下における介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活の支援を行うサービスです。

年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
単位(日／年)	236	18	0	0	0
単位(人／年)	30	6	0	0	0

短期入所療養介護（病院等）における平成 30 年度（2018 年度）の給付実績は 236 日でしたが、第 8 期計画では給付実績を見込んでいません。

短期入所療養介護(介護医療院)

介護医療院に短期間入所して、その施設において看護医学的管理下における介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活の支援を行うサービスです。

年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
単位(日／年)	0	0	0	0	0
単位(人／年)	0	0	0	0	0

短期入所療養介護(介護医療院)については、今のところ要介護者の利用を見込んでいません。

(3) 居宅介護サービス

特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム、軽費老人ホームなどに入所している方に対し入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活の支援、機能訓練及び療養上の支援を行うもので、要介護認定を受けた入所者に対し、保険給付であるサービスを提供します。

年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
単位(人/月)	11	12	14	16	17

特定施設入居者生活介護における平成 30 年度（2018 年度）の給付実績は 11 人であり、令和 3 年度（2021 年度）には 14 人、令和 5 年度（2023 年度）には 17 人を見込んでいます。

福祉用具貸与

福祉用具貸与は、日常生活上の便宜を図るための用具や、機能訓練などのための用具を貸与するサービスです。

年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
単位(人/月)	360	365	380	391	403

福祉用具貸与における平成 30 年度（2018 年度）の給付実績は 360 人であり、令和 3 年度（2021 年度）には 380 人、令和 5 年度（2023 年度）には 403 人を見込んでいます。

特定福祉用具販売

貸与になじまない入浴または排せつに使用する特定福祉用具を購入した時に、基本的にその費用（限度額 10 万円）の 7 割～9 割相当額を支給します。

年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
単位(人/月)	6	4	4	4	4

特定福祉用具販売における平成 30 年度（2018 年度）の給付実績は 6 人であり、令和 3 年度（2021 年度）から令和 5 年度（2023 年度）には 4 人を見込んでいます。

(4) 地域密着型サービス

ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者が増加する中、高齢者ができる限り住み慣れた地域での生活を継続できるよう、地域の特性に応じた多様で柔軟なサービス（在宅支援の強化など）を提供いたします。また、介護サービス・基盤整備の考え方としては、保険者が主体となり「計画策定と政策誘導（指定権限・指導監督・処分権限・介護報酬の決定権限などの行使）」を保険者が行います。

《地域密着型サービス（法定）の種類（サービス利用は町被保険者のみ可能）》

- 小規模多機能型居宅介護（日中の利用を基本とし15人程度。泊まりのケアは通いの利用者に限定し5人程度）
- 認知症対応型共同生活介護（グループホーム。1ユニット定員9名）
- 介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特養（定員30人未満））
- 地域密着型通所介護
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護（日中・夜間を通じて定期的な巡回と通報により訪問。入浴・排せつ・食事等の介護。緊急時の対応）

本町では、既存サービスの整備状況、地域のニーズ、財政状況等を勘案し、地域密着型サービスとしては、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」を利用できる体制を図っていきます。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、利用者の医療・看護ニーズに的確に対応するため、1日複数回の訪問介護又は訪問看護とともに、24時間の随時対応を組み合わせ、定期巡回と随時の対応を一体的に提供するサービスです。

年度	平成30年度	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
単位(人/月)	2	3	4	5	7

小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護は、通所サービスを中心に訪問や泊まりを組み合わせ、本人の心身の状況等に応じ、入浴、食事等の介護や機能訓練を行うサービスです。

年度	平成30年度	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
単位(人/年)	0	39	276	288	300

【基盤整備方針】

現在の小規模多機能型居宅介護サービス提供事業者が継続し事業を実施します。

(4) 地域密着型サービス

認知症対応型共同生活介護

主治医の指示のもと、看護師などが居宅を訪問して、療養上の支援や診療の補助を行うサービスです。なお、このサービスの対象者は、病状が安定期にあり訪問看護が必要と、主治医が認めた要介護者などとなります。

年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
単位(人/月)	20	18	20	21	21

【基盤整備方針】

現在の認知症対応型共同生活介護サービス提供事業者が継続し事業を実施いたします。

介護老人福祉施設入所者生活介護

施設に入所した要介護高齢者に対し、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の支援、機能訓練、健康管理及び療養上の支援等、生活全般にわたって必要なサービスを行う施設です。

年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
単位(人/月)	29	28	29	29	29

【基盤整備方針】

現在の介護老人福祉施設入所者生活介護サービス提供事業者が継続し事業を実施いたします。

地域密着型通所介護

介護保険法の改正に伴い、平成 28 年度より通所介護のうち、利用定員 18 人以下の小規模の通所介護事業所（前年度の 1 月あたりの平均利用延人員数が 300 人以内の事業所）については、地域との連携とサービスの質の向上の観点から、地域密着型サービスへ移行しました。

その施設では、入浴、排せつ、食事の提供、その他日常生活の支援や生活機能訓練を行います。

年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
単位(回/月)	656	644	695	703	723
単位(人/月)	57	55	60	62	64

地域密着型通所介護における平成 30 年度（2018 年度）の給付実績は 57 人であり、令和 3 年度（2021 年度）には 60 人、令和 5 年度（2023 年度）には 64 人を見込んでいます。

(5) その他居宅介護サービス

住宅改修					
要介護高齢者に対し、家に手すりの取り付けやスロープの設置など厚生労働大臣が定める工事を行った場合に費用（限度額 20 万円）の 7 割～9 割を支給いたします。					
年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
単位(人/月)	5	4	4	4	4

住宅改修における平成 30 年度（2018 年度）の給付実績は 5 人であり、令和 3 年度（2021 年度）から令和 5 年度（2023 年度）には 4 人を見込んでいます。

居宅介護支援計画作成					
要介護高齢者に対し、心身の状態や家庭の状況に応じて訪問看護・訪問介護・通所介護等の適切なサービスが、総合的に提供できるように居宅サービス計画（ケアプラン）を作成するサービスです。また、介護がスムーズに行えるようにサービス実施機関などとの連絡調整を行います。					
年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
単位(人/月)	557	557	552	572	588

居宅介護支援計画作成における平成 30 年度（2018 年度）の給付実績は 557 人であり、令和 3 年度（2021 年度）には 552 人、令和 5 年度（2023 年度）には 588 人を見込んでいます。

(6) 施設サービス

介護老人福祉施設					
施設に入所した要介護高齢者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の支援、機能訓練、健康管理及び療養上の支援等、生活全般にわたって必要なサービスを行う施設です。					
年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
単位(人/月)	55	55	63	69	78

【基盤整備方針】

町内に 1 か所、隣接する 2 市 2 町にも合計 6 か所の介護老人福祉施設があることに加え、隣接市町以外の他自治体も含めてベッド数は確保されていることから、今後も利用者のニーズに対応できるサービス量を確保できると見込んでいます。

(6) 施設サービス

介護老人保健施設

施設に入所した要介護高齢者に対し、看護、医学的管理下における介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活の支援を行う施設で、主に病状が安定期にある要介護者を対象とし、リハビリ等を中心としたサービスを行う施設です。

年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
単位(人/月)	64	84	99	105	110

【基盤整備方針】

現在、町内には整備されていませんが、隣接する 2 市 2 町には合計 7 か所の介護老人保健施設があることに加え、隣接市町以外の他自治体も含めて広域で施設を確保できていると見込んでいます。

介護医療院

要介護者であって、主として長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護および機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設です。

年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
単位(人/月)	0	0	0	3	3

【基盤整備方針】

本町においては、介護療養型医療施設からの移行を令和 4 年度に見込んでいます。令和 4 年度以降、3 人の利用を見込んでいます。

介護療養型医療施設

施設に入所した要介護高齢者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護、その他の支援及び機能訓練、その他必要な医療を行う施設で、主に長期にわたり療養が必要な要介護高齢者を対象とする施設です。

年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
単位(人/月)	1	1	3	0	0

【基盤整備方針】

現在、町内には整備されていませんが、塩釜医療圏域には指定介護療養型施設が 2 か所あり、おむねの病床数は確保されていると考えられます。

なお、介護療養型医療施設は、令和 5 年度までに廃止し、介護医療院へ移行することとされています。介護医療院への移行が確実に進められるよう、より早期の意思決定を支援していきます。

(7) 介護予防サービス

介護予防訪問入浴介護

入浴設備のある移動入浴車により居宅に浴槽を持ち込んで行うサービスです。

年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
単位(回/年)	0	0	0	0	0
単位(人/年)	0	0	0	0	0

介護予防訪問入浴介護については、第 8 期計画において給付実績を見込んでいません。

介護予防訪問看護

主治医の指示のもと、看護師などが居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の支援や診療の補助を行うサービスです。

年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
単位(回/年)	480	401	342	355	368
単位(人/年)	53	60	84	84	84

介護予防訪問看護における平成 30 年度（2018 年度）の給付実績は 480 回であり、令和 3 年度（2021 年度）には 342 回、令和 5 年度（2023 年度）には 368 回を見込んでいます。

介護予防訪問リハビリテーション

居宅での生活行為を向上させる訓練が必要な場合に、主治医の指示のもと、理学療法士や作業療法士が居宅を訪問し、短期集中的にリハビリテーションを行うサービスです。

年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
単位(回/年)	34	0	0	0	0
単位(人/年)	4	0	0	0	0

介護予防訪問リハビリテーションにおける平成 30 年度（2018 年度）の給付実績は 34 回でしたが、第 8 期計画では給付実績を見込んでいません。

介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師等が家庭を訪問し、介護予防を目的とした療養に関する管理と指導を行うサービスです。

年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
単位(人/年)	18	16	36	36	36

介護予防居宅療養管理指導における平成 30 年度（2018 年度）の給付実績は 18 人であり、令和 3 年度（2021 年度）から令和 5 年度（2023 年度）には 36 人を見込んでいます。

(7) 介護予防サービス

介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設や病院などで、食事などの基本的なサービスや生活行為向上のための支援を行うほか、個人の目標にあわせた選択的なリハビリテーションを行うサービスです。

年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
単位(人/年)	30	35	36	36	36

介護予防通所リハビリテーションにおける平成 30 年度（2018 年度）の給付実績は 30 人であり、令和 3 年度（2021 年度）から令和 5 年度（2023 年度）には 36 人を見込んでいます。

介護予防短期入所生活介護

特別養護老人ホームに短期間入所して、その施設において入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うサービスです。

年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
単位(日/年)	42	146	68	70	72
単位(人/年)	9	21	24	24	24

介護予防短期入所生活介護における平成 30 年度（2018 年度）の給付実績は 42 日であり、令和 3 年度（2021 年度）には 68 日、令和 5 年度（2023 年度）には 72 日を見込んでいます。

介護予防短期入所療養介護（老健）

介護老人保健施設などの施設に短期間入所して、その施設において看護医学的管理の下における介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活の支援を行うサービスです。

年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
単位(日/年)	0	0	0	0	0
単位(人/年)	0	0	0	0	0

介護予防短期入所療養介護（老健）については、第 8 期計画において給付実績を見込んでいません。

介護予防短期入所療養介護（病院等）

病院等の医療機関に短期間入所して、その施設において看護医学的管理下における介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活の支援を行うサービスです。

年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
単位(日/年)	0	0	0	0	0
単位(人/年)	0	0	0	0	0

介護予防短期入所療養介護（病院等）については、第 8 期計画において給付実績を見込んでいません。

(7) 介護予防サービス

介護予防短期入所療養介護(介護医療院)

介護医療院に短期間入所して、その施設において看護医学的管理の下における介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活の支援を行うサービスです。

年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
単位(日/年)	0	0	0	0	0
単位(人/年)	0	0	0	0	0

介護予防短期入所療養介護（介護医療院）については、第 8 期計画において給付実績を見込んでいません。

介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム、軽費老人ホーム等に入所している方に対し入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活の支援などを行うサービスです。

年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
単位(人/月)	1	0	0	0	0

介護予防特定施設入居者生活介護における平成 30 年度（2018 年度）の給付実績は 1 人でしたが、第 8 期計画では給付実績を見込んでいません。

介護予防福祉用具貸与

日常生活の自立を助けるため、福祉用具のうち、介護予防に役立つものについて貸与するサービスです。

年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
単位(人/月)	31	39	53	55	56

介護予防福祉用具貸与における平成 30 年度（2018 年度）の給付実績は 31 人であり、令和 3 年度（2021 年度）には 53 人、令和 5 年度（2023 年度）には 56 人を見込んでいます。

特定介護予防福祉用具販売

介護予防を目的とした入浴や排せつなどに使用する福祉用具を、特定福祉用具の販売の指定を受けた事業者から購入した場合に、購入費の一部を支給するサービスです。

年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
単位(人/月)	1	0	2	2	2

特定介護予防福祉用具販売における平成 30 年度（2018 年度）の給付実績は 1 人であり、令和 3 年度（2021 年度）から令和 5 年度（2023 年度）には 2 人を見込んでいます。

(8) 介護予防地域密着型サービス

介護予防小規模多機能型居宅介護					
介護予防小規模多機能型居宅介護は、通所サービスを中心に訪問や泊まりを組み合わせ、本人の心身の状況等に応じ、入浴、食事等の介護や機能訓練を行うサービスです。					
年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
単位(人/年)	0	1	36	36	36

介護予防小規模多機能型居宅介護における令和元年度（2019 年度）の給付実績は 1 人であり、令和 3 年度（2021 年度）から令和 5 年度（2023 年度）には 36 人を見込んでいます。

(9) その他介護予防サービス

介護予防住宅改修					
生活環境を整えるため、必要と認められた小規模な住宅改修を行った場合に、改修費の一部を支給するサービスです。					
年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
単位(人/月)	1	1	2	2	2

介護予防住宅改修における平成 30 年度（2018 年度）の給付実績は 1 人であり、令和 3 年度（2021 年度）から令和 5 年度（2023 年度）には 2 人を見込んでいます。

介護予防支援計画作成					
支援高齢者に対し、介護予防サービス計画（ケアプラン）を作成するサービスです。地域包括支援センター又は委託を受けた居宅介護支援事業者が作成します。					
年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
単位(人/月)	36	45	53	55	56

介護予防支援計画作成における平成 30 年度（2018 年度）の給付実績は 36 人であり、令和 3 年度（2021 年度）には 53 人、令和 5 年度（2023 年度）には 56 人を見込んでいます。

第6章 基本方針に基づく高齢者及び介護保険施策・
介護サービス量の見込み

(10) サービス量の見込み(一覧)

高齢者人口の伸び、介護保険サービス種類別の利用率や利用回数などを、過去の実績を勘案して算出すると、令和3年度(2021年度)～令和5年度(2023年度)までの計画期間における各サービスの見込量は以下のようになります。

種類	単位	平成30年度	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1. 居宅介護サービス						
訪問介護	回/年	38,035	35,702	31,828	32,052	32,386
	人/年	1,460	1,422	1,380	1,416	1,464
訪問入浴介護	回/年	1,042	804	937	983	983
	人/年	245	174	216	228	228
訪問看護	回/年	4,737	5,042	5,970	6,162	6,536
	人/年	644	733	840	864	936
訪問リハビリテーション	回/年	1,244	1,143	1,426	1,422	1,524
	人/年	117	107	132	132	144
居宅療養管理指導	人/年	1,325	1,283	1,272	1,272	1,320
通所介護	回/年	40,171	40,690	38,675	39,887	40,362
	人/年	3,919	4,045	4,056	4,296	4,296
通所リハビリテーション	回/年	6,593	6,899	6,463	6,683	6,922
	人/年	863	907	900	924	960
短期入所生活介護	日/年	6,196	5,806	4,854	5,022	5,224
	人/年	678	650	568	592	616
短期入所療養介護(老健)	日/年	816	950	784	946	967
	人/年	141	111	108	120	132
短期入所療養介護(病院等)	日/年	236	18	0	0	0
	人/年	30	6	0	0	0
短期入所療養介護(介護医療院)	日/年	0	0	0	0	0
	人/年	0	0	0	0	0
特定施設入居者生活介護	人/月	11	12	14	16	17
福祉用具貸与	人/月	360	365	380	391	403
特定福祉用具販売	人/月	6	4	4	4	4
2. 地域密着型サービス						
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人/月	2	3	4	5	7
小規模多機能型居宅介護	人/年	0	39	276	288	300
認知症対応型共同生活介護	人/月	20	18	20	21	21
介護老人福祉施設入所者生活介護	人/月	29	28	29	29	29
地域密着型通所介護	回/月	656	644	695	703	723
	人/月	57	55	60	62	64

第6章 基本方針に基づく高齢者及び介護保険施策・
介護サービス量の見込み

種類	単位	平成30年度	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
3. その他のサービス						
住宅改修	人/月	5	4	4	4	4
居宅介護支援計画作成	人/月	557	557	552	572	588
4. 施設サービス						
介護老人福祉施設	人/月	55	55	63	69	78
介護老人保健施設	人/月	64	84	99	105	110
介護医療院	人/月	0	0	0	3	3
介護療養型医療施設	人/月	1	1	3	0	0

種類	単位	平成30年度	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1. 介護予防サービス						
介護予防訪問入浴介護	回/年	0	0	0	0	0
	人/年	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	回/年	480	401	342	355	368
	人/年	53	60	84	84	84
介護予防訪問リハビリテーション	回/年	34	0	0	0	0
	人/年	4	0	0	0	0
介護予防居宅療養管理指導	人/年	18	16	36	36	36
介護予防通所リハビリテーション	人/年	30	35	36	36	36
介護予防短期入所生活介護	日/年	42	146	68	70	72
	人/年	9	21	24	24	24
介護予防短期入所療養介護 (老健)	日/年	0	0	0	0	0
	人/年	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護 (病院等)	日/年	0	0	0	0	0
	人/年	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護 (介護医療院)	日/年	0	0	0	0	0
	人/年	0	0	0	0	0
介護予防特定施設 入居者生活介護	人/月	1	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	人/月	31	39	53	55	56
特定介護予防福祉用具販売	人/月	1	0	2	2	2
2. 地域密着型介護予防サービス						
介護予防 小規模多機能型居宅介護	人/年	0	1	36	36	36
3. その他介護予防サービス						
介護予防住宅改修	人/月	1	1	2	2	2
介護予防支援計画作成	人/月	36	45	53	55	56

第6章 基本方針に基づく高齢者及び介護保険施策・
介護サービス量の見込み

(11) サービス給付費の見込み (一覧)

種類	単位	平成30年度	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護給付費	千円	1,369,842	1,446,270	1,579,746	1,648,788	1,721,667
予防給付費	千円	8,293	9,710	13,515	13,927	14,231
総給付費	千円	1,378,135	1,455,980	1,593,261	1,662,715	1,735,898

※介護給付費は推計値です。

※百の位以下を四捨五入して表示してあるため、合計が合わない場合もあります。

種類	単位	平成30年度	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1. 居宅サービス						
訪問介護	千円	109,490	100,634	94,429	95,079	95,998
訪問入浴介護	千円	12,137	9,499	11,273	11,835	11,835
訪問看護	千円	23,412	26,225	29,307	30,340	32,210
訪問リハビリテーション	千円	3,618	3,472	4,185	4,176	4,480
居宅療養管理指導	千円	14,431	13,432	12,682	12,689	13,183
通所介護	千円	318,168	321,617	309,454	317,553	322,559
通所リハビリテーション	千円	58,630	61,781	59,524	61,597	63,694
短期入所生活介護	千円	50,709	47,796	40,838	42,482	44,300
短期入所療養介護 (老健)	千円	8,435	9,284	8,172	9,861	10,071
短期入所療養介護 (病院等)	千円	3,029	240	0	0	0
短期入所療養介護 (介護医療院)	千円	0	0	0	0	0
特定施設入居者生活介護	千円	24,705	28,105	30,355	34,705	36,702
福祉用具貸与	千円	56,192	60,721	59,741	61,528	62,895
特定福祉用具販売	千円	1,558	1,168	1,375	1,375	1,375
2. 地域密着型サービス						
定期巡回・臨時対応型 訪問介護看護	千円	3,566	5,186	8,614	10,588	15,267
小規模多機能型居宅介護	千円	0	7,356	57,317	58,891	61,165
認知症対応型共同生活介護	千円	61,737	55,798	59,472	62,284	62,284
介護老人福祉施設入居者 生活介護	千円	87,149	88,453	91,162	91,719	91,917
地域密着型通所介護	千円	69,962	70,815	77,776	78,397	79,714

第6章 基本方針に基づく高齢者及び介護保険施策・
介護サービス量の見込み

種類	単位	平成30年度	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
3. その他サービス						
住宅改修	千円	5,865	4,524	4,931	4,931	4,931
居宅介護支援計画作成	千円	96,228	94,629	93,705	95,713	97,977
4. 施設サービス						
介護老人福祉施設	千円	157,849	168,606	195,363	213,480	242,488
介護老人保健施設	千円	200,115	265,231	321,327	340,835	357,892
介護医療院	千円	0	0	0	8,730	8,730
介護療養型医療施設	千円	2,857	1,698	8,744	0	0

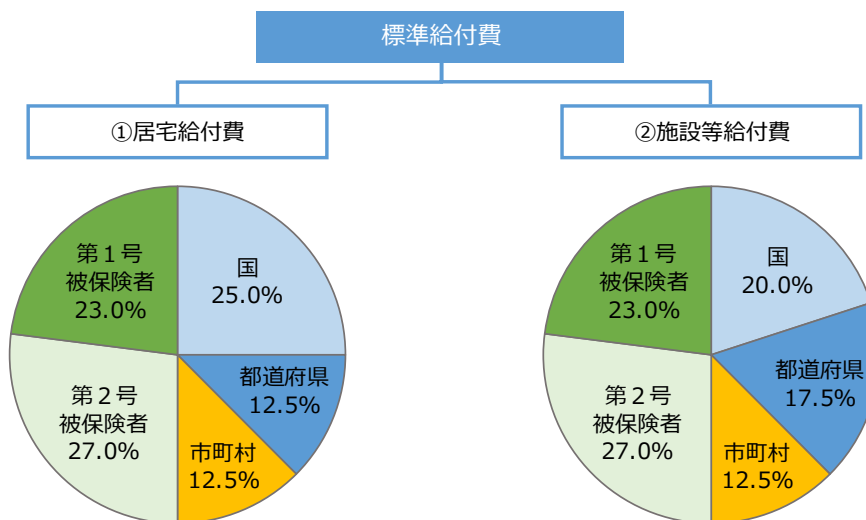
種類	単位	平成30年度	令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1. 介護予防サービス						
介護予防訪問入浴介護	千円	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	千円	1,327	1,374	1,442	1,495	1,548
介護予防訪問リハビリテーション	千円	98	0	0	0	0
介護予防居宅療養管理指導	千円	197	118	355	355	355
介護予防通所リハビリテーション	千円	1,268	1,320	1,337	1,338	1,338
介護予防短期入所生活介護	千円	269	955	513	523	541
介護予防短期入所療養介護(老健)	千円	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(病院等)	千円	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	千円	0	0	0	0	0
介護予防特定施設入居者生活介護	千円	678	57	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	千円	1,718	2,245	2,977	3,091	3,148
特定介護予防福祉用具販売	千円	104	40	422	422	422
2. 地域密着型サービス						
介護予防小規模多機能型居宅介護	千円	0	121	2,427	2,428	2,428
3. その他介護予防サービス						
介護予防住宅改修	千円	726	1,045	1,211	1,333	1,455
介護予防支援計画作成	千円	1,909	2,435	2,831	2,942	2,996

(12) 介護保険料の設定

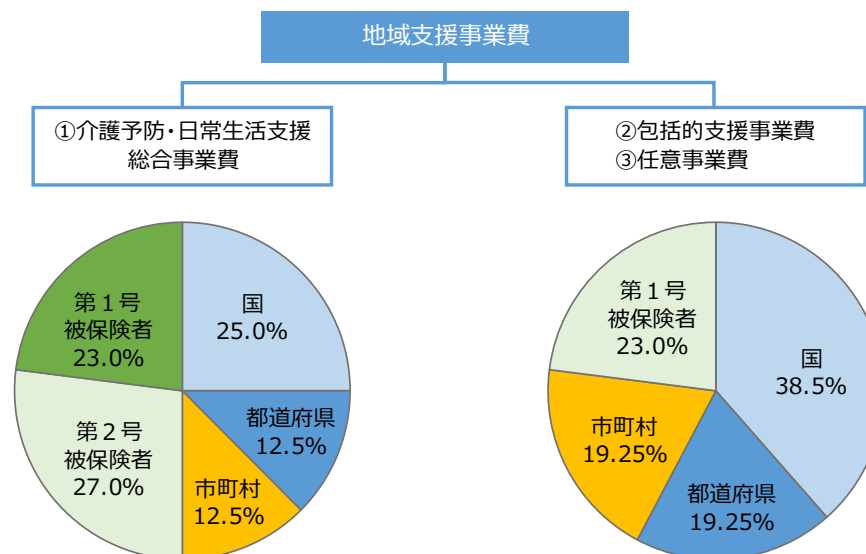
① 財源構成

介護保険制度は財源として、第2号被保険者（40歳～64歳）と第1号被保険者（65歳以上）の保険料が半分、国・県・町が半分を負担する構造となっています。

被保険者の負担割合は、第1号被保険者：23%、第2号被保険者：27%であり、国・県・町の負担割合については、居宅給付費が、国：25%、県：12.5%、町：12.5%、施設等給付費が、国：20%、県：17.5%、町：12.5%となっており、第7期計画と変わりありません。



また、地域支援事業費についても、介護保険料算定の基準となり、介護予防・日常生活支援総合事業の財源については居宅給付費の負担割合と同じですが、包括的支援事業と任意事業の財源については、第2号被保険者の負担はなく、第1号被保険者の保険料と国・県・町の負担によって構成されています。



第6章 基本方針に基づく高齢者及び介護保険施策・
介護サービス量の見込み

② 所得段階別介護保険料

第8期計画における第一号被保険者の所得段階別被保険者数を次のとおり推計します。

【所得段階別被保険者見込数】

第1号被保険者 所得段階	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計	基準額に 対する割合	割合
第1段階	616人	617人	617人	1,850人	0.50	10.5%
第2段階	373人	377人	386人	1,136人	0.75	6.5%
第3段階	374人	378人	388人	1,140人	0.75	6.5%
第4段階	1,080人	1,099人	1,122人	3,301人	0.90	18.8%
第5段階	1,163人	1,175人	1,194人	3,532人	1.00	20.1%
第6段階	758人	765人	776人	2,299人	1.20	13.1%
第7段階	729人	729人	737人	2,195人	1.30	12.5%
第8段階	381人	388人	406人	1,175人	1.50	6.7%
第9段階	210人	207人	205人	622人	1.70	3.5%
第10段階	108人	105人	100人	313人	1.75	1.8%
合計	5,792人	5,840人	5,931人	17,563人		
所得段階別加入割合 補正後被保険者数※	5,978人	6,022人	6,115人	18,115人		

※所得段階別加入割合補正後被保険者数とは第一号被保険者数の見込数に基準額を納める
第一号被保険者数に換算した数

※各段階の被保険者数については令和元年度、令和2年度の人数より推計

③ 介護保険事業を運営するために必要となる費用

介護保険事業を運営するために必要となる費用（要介護認定者等の事務の執行に要する費用を除く）は、介護給付費、予防給付費、地域支援事業に要する費用等です。介護保険事業費は、標準給付費見込額と地域支援事業費に分けられます。

【標準給付費見込額】

標準給付費見込額は、要介護認定者に対する介護サービス給付費と要支援認定者に対する介護予防サービス給付費を合わせた総給付費と、特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費等給付額、審査支払手数料を合計したものです。

【地域支援事業費】

地域支援事業費は、介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業に係る費用です。

④ 事業費の財源

事業費の財源となるのは、国の負担金、県の負担金、町の負担金、国の調整交付金、第1号被保険者の保険料、介護給付費交付金（第2号被保険者の保険料）、町の財政調整基金となります。

【調整交付金】

調整交付金は、保険者間における後期高齢者の加入割合の相違や第1号被保険者の負担能力の相違、災害などによる保険料の減免などといった格差を調整するものであり、調整交付金が介護給付費等に占める割合は、保険者ごとに異なります。

本町においては、平成30年度（2018年度）～令和2年度（2020年度）までの各年度平均で約2.53%となっておりますが、交付基準の見直しにより、令和3年度（2021年度）～令和5年度（2023年度）の各年度平均で約1.64%と見込んでいます。

【介護給付費等準備基金の取崩】

介護保険制度では、計画期間内に必要となる保険料については、各計画期間における保険料で賄うものとし、介護給付費準備基金に積み立てられた剰余金については、次期計画期間において歳入として繰り入れ、保険料上昇抑制に充てることが基本的な考えとなっています。

今回計画においては、基金を約107,822千億円を取崩し、保険料の軽減を図っています。

第6章 基本方針に基づく高齢者及び介護保険施策・
介護サービス量の見込み

⑤ 介護保険料の推計

第1号被保険者の介護保険料については、介護保険事業や地域支援事業の事業費の見込みをもとに、これまで示した財源を勘案し、国が示した計算方法に基づいて算出しました。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
総給付費（円）	1,593,261,000	1,662,715,000	1,735,898,000	4,991,874,000
特定入所者介護サービス費等給付額（円）	51,095,384	48,898,547	49,327,100	149,321,031
高額介護サービス費等給付額（円）	31,261,370	35,102,457	36,905,718	103,269,545
高額医療合算 介護サービス費等給付額（円）	5,322,594	6,295,557	7,446,376	19,064,527
算定対象審査支払手数料（円）	1,578,000	1,651,920	1,686,960	4,916,880
標準給付費見込額（円） ①	1,682,518,348	1,754,663,481	1,831,264,154	5,268,445,983
地域支援事業費（円） ②	74,910,000	79,114,000	83,281,000	237,305,000
介護予防・ 日常生活支援総合事業費 ③	42,458,000	44,662,000	46,673,000	133,793,000
包括的支援事業（地域包括支援 センターの運営）及び任意事業費 ④	26,455,000	28,455,000	30,455,000	85,365,000
包括的支援事業（社会保障充実分）	5,997,000	5,997,000	6,153,000	18,147,000
第1号被保険者負担分相当額（円） ⑤ = (①+②) × 23%	/			1,266,322,726
調整交付金相当額（円） ⑥ = (①+③) × 5%（全国平均）				270,111,949
調整交付金見込率（%） ⑦	1.56%	1.60%	1.76%	
調整交付金見込額（円） ⑧ = (①+③) × ⑦	26,910,000	28,789,000	33,052,000	88,751,000
準備基金取崩額（円） ⑨	/			107,822,492
財政安定化基金取崩による交付額 ⑩				0
保険者機能強化推進交付金等の 交付見込額 ⑪				15,000,000
保険料収納必要額（円） ⑫ = ⑤ + ⑥ - ⑧ - ⑨ - ⑩ - ⑪	/			1,324,861,183
予定保険料収納率（%） ⑬				98.30%
所得段階別加入割合補正後 被保険者数（人） ⑭ = 第1号被保険者数 × 所得段階別負担割合	5,978	6,022	6,115	18,115
保険料基準額（年額 円） ⑮ = ⑫ / ⑬ / ⑭	/			74,400
保険料基準額（月額 円） = ⑮ / 12				6,200

※調整交付金見込額は、百の位以下を四捨五入して表示しています。

第6章 基本方針に基づく高齢者及び介護保険施策・
介護サービス量の見込み

【第8期における第1号被保険者の介護保険料】

区分	対象者の説明	保険料割合	保険料(年額)	保険料(月額)
第1段階	生活保護を受給している方及び世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金受給者または、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額×0.5 (0.30)	37,200円 (22,320円)	3,100円 (1,860円)
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方	基準額×0.75 (0.50)	55,800円 (37,200円)	4,650円 (3,100円)
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超の方	基準額×0.75 (0.70)	55,800円 (52,080円)	4,650円 (4,340円)
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額×0.9	66,960円	5,580円
第5段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税の方で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超の方	基準額×1.0	74,400円	6,200円
第6段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.20	89,280円	7,440円
第7段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額×1.30	96,720円	8,060円
第8段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額×1.50	111,600円	9,300円
第9段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が320万円以上500万円未満の方	基準額×1.70	126,480円	10,540円
第10段階	本人が住民税課税で本人の合計所得金額が500万円以上の方	基準額×1.75	130,200円	10,850円

※第1段階、第2段階、第3段階の()内は、軽減措置後の数値です。()内の割合で、保険料額が算定されます。
第1～9段階までは、国の基準と同様になります

⑥ 介護保険サービスの円滑な推進

◇介護給付費用適正化事業について

- ・要介護認定、認定調査、介護認定審査の適正化のため、調査員の能力向上を図り、同行調査を実施し認定調査の適正化に取り組みます。
- ・ケアプランのチェックを行い、介護サービスの提供における適正化を図ります。
- ・住宅改修における動線確認及び適正価格であるかの確認、大規模な住宅改修等については、現地調査を実施し適正化を図ります。また、住宅改修をする際の見積りを2社以上にすることを推進します。
- ・宮城県国民健康保険団体連合会の介護給付適正化システムにより、医療給付・介護給付の突合を行い重複請求を防ぎます。また、福祉用具の貸与、ケアプランの加算、サービスの日数等などの介護保険給付に疑義のある給付内容について、事業所に確認を依頼し適正化を図ります。

◇介護給付費等に要する費用の適正化事業への取組及び目標

事業名	取り組み内容の概要	数値目標
要介護認定適正化	県主催並びに二市三町主催認定調査研修を必須とします。調査員の目線の統一を図ります。	年2回
ケアプラン点検	居宅介護支援事業所実地指導時、提出されたケアプラン点検の指導・確認をしていきます。	全事業所に1回
住宅改修・福祉用具実態調査		
住宅改修点検	申請を受け、改修工事を施工する前に工事見積書、複数業者からの見積書徴収等により点検・適正であることを確認していきます。施工後には竣工写真等により、住宅改修の施工状況等を点検します。	全件
福祉用具点検	事前相談時に、利用者の状態、内容の確認・調査等を行い福祉用具の必要性を確認します。	全件
縦覧点検・医療情報との突合		
縦覧点検	委託している宮城県国民健康保険連合会と連携を図り、受給者の後期高齢者医療や国民健康保険の入院情報と介護保険の給付情報を突合し、給付日数等の点検を行います。	全件
医療情報との突合	委託している宮城県国民健康保険連合会と連携を図り、受給者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払状況（請求明細書内容）を確認し、算定回数・算定日数等の点検を行い、請求内容の誤り等を早期に発見して適切な処置を行います。	全件

◇収納について

介護保険料を納めていただくことは、公平性の確保や介護保険制度の安定的運営に不可欠なものです。また、サービス利用者が滞納し続けていると、給付制限の措置が講じられることも想定されます。今後も、本制度の周知に努め、被保険者に制度の趣旨を十分理解していただきながら、円滑に納入していただけるよう、収納率の向上に努めます。

◇低所得者の方への対応について

低所得者の方への対策には、次のような措置を講じます。

- ・保険料の軽減等
- ・災害の発生等により、住宅等に著しい損害を受けた場合の減免・徴収猶予
- ・主たる生計者の収入が、失業などのため著しく減少した場合の減免
- ・利用者負担の軽減等
- ・高額介護サービス費の支給
- ・低所得者の施設サービス利用における食費・居住費（滞在費）にかかる特定入所者介護サービス費の支給
- ・社会福祉法人等による低所得者のサービス利用の負担軽減

低所得者対策の一環として、町民税非課税の方（生活保護を受給している方を除く）で特に生計が困難な方を対象に、社会福祉法人等による介護サービスの利用者負担額の軽減に要した費用の一部を補助します。

◇保険者機能の強化について

- ・介護サービスの質の向上

高齢者の状態や具体的な介護サービスの内容に関する情報データの活用を進め、保険給付や地域支援事業の実績把握と分析を行うことで、効果的なサービス提供体制を構築することに努めます。その際には、個人情報の取扱いにも配慮しつつ関連データの活用促進を図るための環境整備を進めていきます。

- ・業務効率化の取り組み

県と連携しながら、国が示す方針に基づいた個々の申請様式・添付書類や手続きに関する簡素化、様式例の活用による標準化及びICT（情報通信技術）等の活用を進め、介護事業者及び町の業務効率化に努めます。

- ・庁内の連携強化

計画の検討、立案及び推進などに当たっては、庁内一丸となって取り組むよう努め、福祉、保健医療、住宅担当、防災担当等の各関係部門と連携することができる体制を整備し、協力して必要な施策に取り組むよう努めます。

虹のむこう

作：嶋畑 貢



海の彼方を、未来を見つめるような母親。女の子が遠く指さす岬に架かる「虹」。そのむこうには無限の希望がある。二人に駆け寄る弟。その後ろ姿を、堤防のフェンスに肘をかけ、そっと見守る父親。いにしえから、心の拠り所にしてきた風景が広がる。穏やかな日々と、希望の朝日がいつまでもこの地を照らすように。

資料編

七ヶ浜町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画 [2021-2023]

- 第1 パブリックコメント実施結果
- 第2 計画の策定体制（介護保険運営協議会）

第 1 パブリックコメント実施結果

第 8 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定に際し、町民からの様々な意見を把握するとともに、意見を考慮して意思決定を行うための手段として、第 8 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画 [2021-2023] 骨子によりパブリックコメントを実施しました。

○提出件数

1 件

○提出された意見

1. 基本方針 1 住み慣れたまちで暮らすについて

(1) 安心で適切な暮らし 見守り相談・生活・環境支援を図る

(2) 民生委員や地域との連携 民生委員と町内会との連携

2. 基本方針 2 健康寿命の延伸について

(1) 社会参加への支援 生きがいをもって社会貢献・社会参加ができるよう支援

(2) 外出支援 高齢者の外出の機会を増やすため、マイクロバスの運行等

(3) 社会貢献活動の支援 老人クラブ活動への支援
シルバー人材センターへの社会参加
町内会等の長寿祝事業

3. 基本方針 3 介護保険事業の充実について

(1) 利用意識の啓発 広報誌・ガイドブックで啓発を図る

(2) 近隣市町村との連携 広域的な連携が必要

○提出された意見に対する町の考え

住み慣れたまちで生きがいを持って暮らすということは、地域との関わり、連携は欠かせないものとなります。高齢者をはじめとする意欲のある方々が、社会で役割と生きがいをもち、仲間や家族と健やかに暮らすことを実現するために、地域の見守り体制構築や社会参加・生きがいづくり事業の取り組みが必要となってくると考えております。

また、町では高齢者が心身ともに健康で、健康寿命を延伸することができるよう、様々な介護予防事業を展開し、介護予防・健康づくりの強化に取り組んでいます。

さらに、介護サービス・介護予防サービスを切れ目なく提供することにより、重度化を防ぐとともに要介護度の軽減を図り、関係機関の連携など、地域の特性に応じたサービスの提供を推進していくことができると考えております。

今回いただきましたご意見を参考にしながら、高齢者福祉事業、介護保険事業を推進してまいります。

第2 計画の策定体制（介護保険運営協議会）

本町では、介護保険に関する施策の実施を町民の意見を十分に反映しながら円滑かつ適切に行うため、七ヶ浜町介護保険条例第11条に基づき、介護保険運営協議会を設置しています。

介護保険運営協議会は、同条例第12条により、介護保険事業計画の策定に関する事項などについて調査審議すると定められています。

本計画は、本運営協議会の意見を基に、令和3年(2021年)3月25日に策定しました。

□七ヶ浜町介護保険運営協議会 委員名簿（9名） （順不同・敬称略）

氏名	所属
阿部 和夫	社会福祉法人 七ヶ浜町社会福祉協議会
遠藤 敬一	七ヶ浜町民生委員児童委員協議会
金子 美千子	七ヶ浜町ボランティア友の会
茄子川 俊	七ヶ浜町介護者家族の会
星 光明	社会福祉法人 千賀の浦福祉会
菌部 太郎	公益社団法人 宮城県塩釜医師会
川口 剛	社団法人 塩釜歯科医師会
金田 早苗	塩釜地区薬剤師会
新井 俊樹	宮城県仙台保健福祉事務所

□七ヶ浜町介護保険運営協議会 開催経過

回数	年月日	項目
第1回	令和2(2020)年 7月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護認定者数の推移及び介護認定者に占める利用割合について ・令和元年度介護保険給付費等の給付状況及び決算状況について ・介護保険条例の一部を改正する条例の概要について ・七ヶ浜町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画骨子(案)について
第2回	令和2(2020)年 10月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護認定者数の推移及び介護認定者に占める利用割合について ・令和2年度介護保険給付費等の給付状況について ・七ヶ浜町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画について
第3回	令和3(2021)年 1月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・七ヶ浜町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画素案について
第4回	令和3(2021)年 3月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度介護給付費の状況及び令和3年度予算について ・条例改正について ・七ヶ浜町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画最終案について ・同日付で、七ヶ浜町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画を策定



町花 はまぎく